

# 地方行政委員会議録 第十八号

昭和二十五年四月七日(金曜日)

午前十一時十七分開議

### 出席委員

- 委員長 中島 守利君
- 理事 大泉 寛三君 理事 川西 清君
- 理事 喜六君 理事 野村 喜太郎君
- 理事 久保田 鶴松君 理事 藤田 義光君
- 理事 立花 敏男君 理事 大石 ヨシエ君
- 生田 和平君 河原伊三郎君
- 清水 逸平君 塚田十一郎君
- 淵上房太郎君 吉田吉太郎君
- 龍野喜一郎君 大矢 省三君
- 門司 亮君 床次 徳二君

### 出席國務大臣

- 大蔵大臣 池田 勇人君
- 國務大臣 樋貝 詮三君
- 國務大臣 本多 市郎君

### 出席政府委員

- 國家地方警務 齋藤 昇君
- 國家地方警察本部 部長(刑事部長) 武藤 文雄君
- 國家地方警察本部 部長(刑事部長) 間村 信義君
- 國家地方警察本部 部長(刑事部長) 小野 哲君
- 地方自治行政次官 萩田 保君
- 地方自治行政次官 小野 哲君
- 地方自治行政次官 保君
- 總理府事務官(地方自治行政) 財政部長 奥野 誠亮君
- 財政課長 奥野 誠亮君
- 大蔵事務官(主税局長) 平田敏一郎君

### 委員外の出席者

- 専門員 有松 昇君
- 専門員 長橋 茂男君

四月六日

委員西村直巳君辭任につき、その補

第一類第三号

地方行政委員会議録第十八号 昭和二十五年四月七日

欠として田中豊君が議長の指名で委員に選任された。

四月六日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出第一五八号)(予)

大都市自治体警察の財源強化に関する法律案(有田二郎君紹介)(第二二七号)

自動車運送業者に対する地方税軽減に関する法律案(玉置信一君外一名紹介)(第二二七号)

芸術舞踊に対する入場税を四割に軽減の請願(若林義孝君外四名紹介)(第二二五号)

電解鉄及びアルミニウム製造工業に対する電気ガス税免除の請願(川本末治君紹介)(第二二三〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
小委員補欠選任に関する件  
地方税法案(内閣提出第一二三三号)  
質屋営業法案(内閣提出第一三三二号)  
昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案につき大蔵委員會へ申入れの件  
競犬法案起草小委員長より中間報告聴取の件  
公決入選定に関する件

○中島委員長 ただいまより会議を開きます。

○川西委員 先般建設委員会と本委員会との連合委員会で審議いたしました昭和二十五年における災害復旧事業

費国庫負担の特例に関する法律案につきまして、本委員会としての修正案を決定いたしました。建設委員会に申し込むことになっておりますので、この法案に関する本委員会としての修正点につきまして、本員の希望を述べまして、御審議していただきたいと存する次第であります。

この法案は御承知の通り、各地方公共団体の災害復旧事業に関しましては、国庫が全額負担するという趣旨にのっとりつくられた法律でありますから、その修正につきましては、その趣旨に沿って修正を行いたいと存じます。

まず第一点は、この法律は、昭和二十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案というふうになつておるのであります。これを恒久法に改めたいと考へます。従いまして、標題になつております「昭和二十五年」の「昭和二十五年」という文字、及び第二條における第一行目の、「昭和二十五年」に限り」という文字、それから第二條第二項の「昭和二十五年」に限り」という文字は、削除することになります。

また第三條の二に「昭和二十六年」以降に着手してさしつかえないもの」と「次年度以降に着手してさしつかえないもの」というふうに変更することになります。

第二点は第二條に「前條第三項に規定する事業については、当該事業の

業費が、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額」というふうになつておりました。原形復旧以外の災害復旧事業に對しては、国庫負担の適用がないことになつておるのでありますけれども、災害復旧事業においては、必ずしも原形復旧に限らないわけでありまして、これを削除して原形復旧を越えます場合には、その事業費の全額を国庫負担ができるようにこの法律を適用させたいという趣旨であります。

第三点は災害復旧の一箇所の工事の費用が十五万円以上のもので、この十五万円を適用することになつておるのでありますけれども、この「十五万円以上」を「五万円以上」に改めて、地方財政の窮乏を一段と緩和することに資したいと考へておる次第であります。

以上三点について修正したいと考へる次第でございますが、何とぞ委員会において御審議をお願い申し上げます。

○淵上委員 これに関連して、もう一項附加していただきたい問題があります。第一條に「天然現象に因り生じた災害」と限定されておいて、これは当然のことと思つておられますが、この委員会でもすでにお聞き及びだと思つて、山口県、福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県の五県にわたつて、炭鉱の

炭害というものがあつて、今通産委員

会で審議中の特別炭害復旧臨時措置法案というものがあつてあります。建設委員会からも非常な理解を持つてくれておりました。この炭害復旧に要する国庫補助の中に、災害土木費の補助が従来三分の二であつたのを、このたび業者から徴収する負担金が非常に少くなり、また炭害復旧に、災害土木費の全額国庫負担という案で、通産委員会は一応固めつつあるのであります。しかも修正案を今その筋に出してオーケーをとりつつある状態でありまして、建設委員会関係では一億八千万円の予算を計上して、今予算は通過してあるのであります。これは三分の二でありまして、全額は二億七千万円でありまして、九千万円を業者負担及び地元各市町村負担にするという建前でございまして、ただいま川西委員から言われたと同じような理由で、地方財政を非常に圧迫することでもあり、また業者負担金の徴収額が非常に少くなり、また関係上、三分の二を全額、すなわち二億七千万円を国庫負担というところで案を固めておられるような実情であります。従いまして、もしもこの法律が天然現象による災害ということに限定されずと、ただいま通産委員会で案を固めつつあります特別炭害に對する国庫補助は除外されるということになるのであります。申し上げるまでもなく、炭害のために道路堤防等が陥没いたしました。これは人為的の現象がもたらせませんが、これによりまして風水害、ことに天然災害が果加

重されておるのであります。階没して  
おるだけならば農耕地に、何らさしつ  
かえないのであります。これに水が  
たまり、要するに天然現象による災害  
が累加重重されている現状であるので  
あります。この委員長においても、地  
方財政の立場から御一考をお願いし  
て、できますならばさらに川西委員の  
修正に、もう一項加えていただきまし  
て、第一條の末項に五項として、特別  
鉅費復旧臨時措置法による特別鉅費は  
この法律による災害とみなすという一  
項を追加していただきたいと思つので  
あります。本委員会においても、地方  
財政と密接な関係がありますので、あ  
わせて御審議をお願いしたいと思つ  
てあります。

○中島委員長 淵上君の御提議になり  
ました問題は川西君はどうであります  
か。

○川西委員 私は賛成であります。が、  
金額はどのくらいになるか、おわかり  
になりますか。

○淵上委員 ただいま申しましたよう  
に、現在予算が通過しておるのは三分  
の二の一億八千万円でありまして、残  
り三分の一の九千万円が地元各市町村  
及び業者負担という建前で、政府は提  
案されておつたのであります。けれど  
も、その九千万円をさらに国庫負担の  
方に加えまして、すなわち全額国庫負  
担ということで、通産委員会の案は決  
定いたしておるのであります。つまり  
九千万円の増増になります。

さらに追加して申し上げますが、こ  
の問題につきましては、建設委員会  
は非常な理解をもつて、一昨日の建設  
委員会におきまして、特に政府関係  
当局から出資いたしますという言葉を

とつていような次第であります。建  
設委員会におきましても、つばにそ  
れができております。ただ大蔵委員  
との交渉がまだできていないかと思  
いますので、通産委員会の神田委員長  
には、君の方から大蔵委員会並びに建  
設委員会に交渉してくれということ  
を、毎日のように奮励していらっしゃる  
次第でありますから、ただいま申しま  
すように、第一條に第五項という一項  
を付加していただくという修正案につ  
いて、御審議願いたいと思つのであり  
ます。

○川西委員 予算措置が許されますな  
らば、さらにもう一点修正案をお加え  
いただいでつけようです。

○久保田委員 川西君から修正意見が  
出ましたが、私はそれに関連いたしま  
して、この法案の第三條の第四項と五  
項でございますが、この四項と五項の  
字句を削除してもらいたいのでありま  
す。と申しますのは、いろいろこの法  
案にも出ておりますように、設計と  
か、あるいは国の工事の施行に對しま  
して運れるような場合、こういふこと  
は日本のような災害の多いところにお  
いてはあり得ることなんです。そうい  
うものに対してこの費用を出さない  
ということは、不適當であると思いま  
すので、川西君が出された修正に對  
して、この二つを削除してもらいたい  
と思ひます。

○床次委員 ただいま川西委員並びに  
淵上委員から修正の御意見がありま  
すが、御意見には私賛成であります。  
川西委員は三点を指摘されましたが、  
そのうち、特にこの法律が昭和二十五  
年度一年度の特例になつておりました  
ものを、恒久的にするということに

は、全面的に賛成でございますが、疑  
いのないように重ねてその点御説明を  
申し上げておきたい。この間連合審査  
会に出たときに話がありましたので、大臣  
の御答弁もいただきましたので、特に  
この修正動議に賛成するものでありま  
す。今日の政府の予定では、昭和二十  
二年度及び昭和二十三年度は、千二百  
億から千三百億の予定工事が残つてお  
りますが、そのうちの三分の二は本法  
によつて全額負担をする。また二十四  
年度は二百七十億から二百八十億の工  
事が残つておりますが、そのうち三分  
の一を本法によつて全額負担する。本  
年度は工事は特に百億予算が計上して  
ありますが、これに對して全額負担を  
する。なお残り残した工事は、来年度  
以後やはりこの原則によつて負担をす  
る意思があるということ、明らかに  
答弁しておられます。但し地方財政を  
の他予算の関係上、地方財政の充実を  
待つて、来年以後は考慮いたしたいと  
いう御答弁があつたのであります。し  
かし地方財政については、当然今度の  
税制改正によつて相当強化される。ま  
た一部だけ全額負担して、あとの工事  
を全額負担しないというところは、地方  
に不公平になる。そういう不公平な取  
扱いはしないという御答弁であります  
以上は、当然これは二十五年年度の特例  
でなくともよろしい。今後災害復旧に  
對する原則として、当然そういうふう  
にしてさしつかえないものであるとい  
うことを、はっきり確認いたしましたので  
あります。従つてただいまの修正に  
對しては全面的に賛成であります。た  
だ三條の四号、五号を削除するという  
ことにつきましては、この四号、五号  
がほんとうに適正に実施せられるなら

ば、あえて削除する必要はない。この  
点はやはり執行上の問題であります。か  
ら、厳正に執行されてつばな工事を  
行い、また維持、管理もつばにする  
という建前において、残してさしつか  
えないものではないかと思つのであり  
ます。

次に淵上委員からの御提案でありま  
す。この御提案の趣旨には賛成であり  
ますが、この法律の中に書き込むこと  
については、どうかと考へているので  
あります。淵上委員の御趣旨は、これ  
は強く地方行政委員会からも建設委員  
会の方に要望あつてしかるべきである  
と思つのであります。但しこの法律の  
中に字を入れなくてもよろしい。これ  
はあくまでやはり特別鉅費として、特  
別にお扱いになつた方が、予算措置そ  
の他からいつてもよろしいと思いま  
す。なおこの問題に對して私どもの希  
望は、実は農業関係の災害について  
は、今日こういう措置をとられていな  
い。大体土木関係の公共事業の關係だ  
けがこういう取扱いを受けている。こ  
ういふ点を考えますと、特別鉅費だけ  
ここにに入れてしまふということになる  
と、少しつり合いがとれないのじやな  
いか。でき得べくんば農業の災害につ  
いても、一日も早くこれと同じ趣旨の  
法律ができることが、地方財政にもよ  
ろしいし、その他の全面的な關係から  
見て必要だと思つのであります。希望  
を申し上げます、その点を強調してい  
ただきたい、かように存する次第であ  
ります。

○淵上委員 ただいまの特別鉅費に關  
して、床次委員からの御意見であり  
ますが、私も賛成であります。農業関  
係の農業公共施設の国庫補助が二分の

一になつてい。特別鉅費について、  
本年度の予算計上は二億六千万円計上  
してあります。私は今のお話と同じ趣  
旨で、ただ災害土木の例を先ほど上げ  
ましたけれども、農業関係についても  
同様にやつていただく。特別鉅費の中  
には、いわゆる災害土木の事業もあり  
ますが、農業公共施設並びに上下水道  
の厚生委員会関係の特別鉅費も入つて  
いると思ひます。床次委員の今の御説  
には私も全然同じ考へでございませ  
う。さようおとりはからいを願いま  
す。

○立花委員 私修正案の趣旨には大体  
賛成なんです。しかしさういふ姑息  
な修正案ではだめだと思ひます。全額  
国庫負担ということとは、やはり徹底的  
にやりまして、十五万円というよう  
な限定を引かずに、全部国庫で見ると  
う建前がやはり正しいのではないか。  
さうでありませんと、現在地方ではも  
う自力で災害を復旧する余力はなくな  
つておられます。その建前から、当然災  
害復旧費は全額国庫負担にすべきであ  
る。こういうことを私は主張したいと  
思ひます。

もう一つは、これは淵上委員からも  
床次委員からも御意見が出ております  
が、農業の災害に對する問題を入れる  
というところは、これは決して農業に限  
つておりません。たとえば市街地の  
住宅等に對しては、大きな被害があつ  
ても何らの措置が講じられておりませ  
ん。従つてこの法案に見られていよう  
な災害の復旧を、一定の地方公共団  
体の責任のある施設というものに限定  
する必要はない。従つて農地あるいは  
市街地の住宅全部に對して、災害によ

つてこつた被害は、全額国庫で負

担すべきだと思ふ。何となれば、これは決してりくつの上から申すことではありませぬので、現在の農民にいたしまして、あるいは市街地の庶民住宅にいたしまして、災害を受けました場合に、それを自力で復興することは全然不可能なんです。だからこれは住民の住宅を保障し、あるいは農業生産を確保する建前から申しても、当然これは国家でやらなければ復旧できないというのが、実情なんぞございませぬから、この法案のように特定なものだけに限つて、国庫補助を出すというふうな形でなしに、災害は全部国家で負担するというようにしていただきたいと思ひます。

さらに法案によりますと、災害の実施、監督の権限が中央官庁の主務大臣に与えられておりますが、これはやはりいけない。どうしても地方の自主的な管理、運営にまつべきであると考えますので、地方の自主権を尊重する建前から、工事の問題については全部地方にやるようにしていただきたいと思ひます。こういう建前から申しまして、これは暫定的なものではなしに、基本的な恒久法にすべきであることはもちろんであります。そういう建前から、私は川西君の修正案に対して、独自のものと徹底した修正案を出すべきではないかと思つております。

○中島委員長 川西君の御発言に對しまして、なお追加修正の要求が有りますが、また立花君の御議論もあるようでありまして、本委員会としては表決をしなければならぬことになるのであります。本日のところは、これはあとへ延ばしたいと思ひます。どうかさう御承知を願ひます。ただこの問題

は、今日も大蔵委員会で議題になつておりますから、なるべく急がないと、大蔵委員会で決定される虞いがありましますから、どうぞこの点は十分御留意願ひたいと思ひます。

○久保田委員 委員長の御意見でございまして、大体これは大蔵委員会において取上げておられる法案ではあります。が、実は地方行政委員会の方に取上げなければならぬ法案であつたと私は思ふのです。そういう意味から、川西君の修正意見が出ましたが、これは各党とも賛成の出来る、またさう修正しなければならぬ時期であつたと思ひます。そこでお話のように非常に急がれておることでありまして、急がせておれば話し合つて地方行政委員会の一致した意見として、この修正に賛成して早く片づけた方がいゝのではな

いか、私かよりに思ひます。

○中島委員長 先ほど申し上げましたように、この決定はあとに延ばしたいと思ひます。

○中島委員長 地方税法案を議題といたしまして質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、通告順にこれを許します。大泉君。

○大泉委員 昨日の連合審査会において、最終に質問をいたしました点であります。いわゆる固定資産の評価標準に對して、いわゆる資産価値のあるものを目標とするのであります。が、資産価値といふのは、いわゆるその營業の目的に合致するものでなければならぬと思ふのです。そこでいかにそこに資金を投じて、金をかけても、それが目的に何ら価値のないものであるといふものは、いわゆる資産価

値と認むべきではないという、きのうの荻田政府委員の御答弁でありまして、私もきわめて満足しておるのであります。が、もう少しこれに確言していただきたいと思ふのです。たとえば鉄道におけるトンネルのようなもの、あるいは発電所におけるところの水路設備とか、あるいはダムとか、あるいは鉱山におけるところの、もうあまり鉱脈が遠くなつて、やむを得ず鉄道を敷設して、遠くまでそれを持つて行かなければならぬというような場合に、これは当然資産評価としてはかえつて減退する性質のものである。そういうものは資産評価の対象とすべきでない、こういうふうな思ふのであります。この点明確にひとつ確言を得ておきたいと思ふのであります。

○荻田政府委員 この固定資産の範囲は、法文にございませぬように、一切の償却の対象になる資産を全部言うのでございまして、いかなる資産でも、やはり事業の経営上固定資産として計上いたしました、それを毎年度減価償却して行くというものは、すべてこの対象になるわけでありまして、そこでその評価をどうするかという問題でござい

ますが、これはたび／＼申し上げましたように、適正なる時価をもつて適正なる時価といふかと申しますと、普通にはその資産を、この際さうも一度買入場合には幾らの金がかかるか、つまりいわゆる再取得価格、これを見まして、それから今までの経過年数による減価償却分を差引まして、それが結局時価になるわけでございます。がおつしやいましたような、ほかに移動することができない、しかもその

施設はもうすでに効果が終つてしまつて、不用なものになつておる。従つておそろくそういうものは会社の實際経理におきまして、相当強い減価償却をいたしまして、帳簿から落しておるものだらうと思ひます。そういうものにつきましては、そういう事情をしんじやういたしまして、いわゆる再取得価格でなくて、収益力に對して稼働しておる割合などから、適正な評価をいたしたいと考えております。

○大泉委員 どうもまだはつきりいたしません。が、いわゆる資産価値といふものは、相當その資産上から營業としては利益のあるものをもつて目標とするのであつて、もうすでに使命が終つてしまつたものは、償却したのだといふことに計算をされる場面もありませんけれども、さうでなく、かえつて資産価値としては、現在の評価から行けば相當にもあるけれども、すでにこれが用をなさなくなつて、たとへば鉱山における鉄道のように延長して価値を継続しなければならぬ。その価値継続のために、また資本を追加しなければならぬといふものは、かえつて直接の目的のために、これは評価すべきじやない、こういうふうな私思ふので

すが、どこまでも鉱山であればやはり鉱山の鉱石とかあるいは石炭とか、その他何か目的物の採取に最も経費のかからないところに価値がでるのだ。かえつて経費がかかつて、これを遠くから運ばねばならぬというふうなときにおいては、その鉄道は結局資産としての評価をすべきではない、こういうふうな場合は、いわゆる鉄道においては、トン

ネルとか、あるいは先ほど申し上げた通りまつたくその価値を保全せんがために、価値を継続せんがために投下せねばならぬところの資本といふものは、いわゆる目的外であるから、これは資産評価の対象にならない、こう思ふのですが、この点もう一べん伺ひたいと思ひます。

○荻田政府委員 先ほど御質問の趣旨をよくくみとれませぬでしたが、具体的に申しまして、たとへば鉄道のトンネルのごときは、鉄道を通すために、むしろマイナスのような作用しかしてない。ないのに越したことはないけれども、山があればトンネルをつくらなければならぬから、やむを得ない投下した資本であるから、トンネルのごときは全部課税の対象にすべきではない、こういう御趣旨でありますか。

それでございますと、やはりそれは一体といたしまして、その鉄道が運営される、その鉄道を運営するに對して投下した資本によつてできまして固定設備でございますから、やはり全部これは課税の対象になると思ひます。しかしそれを評価する場合に、必ずしもいわゆる再取得価格で評価いたしませんで、現在の稼働しておる状況、つまりもう少し具体的に申し上げますれば、今の経済情勢ではそんなトンネルは堀るのじやなかつた、むしろ相当よい經濟情勢のもとにおいてであつたから、そのようなトンネルを掘つたのだ、こういうものもあるわけでございます。が、そういうものにつきましては、その収益力等から換算いたしまして、評価を適正にきめたいと思ひます。

○大泉委員 これ以上は同じですから……

○野村委員 議事進行に關して……今地方税法案について審議中ですが、大蔵大臣の出席が時間の関係がありま

○中島委員 たいま大蔵大臣がまだしばらく出席できないということであり

○野村委員 競犬法案の起草小委員会の中間の報告をいたしたいと思

○中島委員 御異議なしと認めます。野村君。競犬法案の起草小委員会の中間の報告をいたしたいと思

○中島委員 たいま大蔵大臣がまだしばらく出席できないということであり

が、愛犬家がこの種の競技に協力をいたしまして、科学的のいろ／＼な角度から考慮いたしまして、動物を酷使する

とドッグ・レースはいわゆる愛犬家の協力によつて、可憐な犬が競技に参加

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 御異議なしと認めます。以上簡単に申し上げますが、中間の報告

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

ゆるモデルとしてやることになると思いますが、こういう点から公述人の各

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 御異議なしと認めます。以上簡単に申し上げますが、中間の報告

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

て、まず昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法

○中島委員 午前中の委員会では本委員

○中島委員 御異議なしと認めます。以上簡単に申し上げますが、中間の報告

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 起立少数。川西君の御発議は多数をもつて議決されました

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 御異議なしと認めます。以上簡単に申し上げますが、中間の報告

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

○中島委員 たいま野村小委員長から報告がありまして、なお報告書を

り込まねばならぬ、かように考へるのであります。そこで本法案の前会における提案理由の説明に關連して、数点お伺いしてみたいと思ひます。

本法案の第十三條及び第十四條でございますが、第十三條は「質屋は、物品を質に取らうとするときは、命令で定める方法により、質屋主の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならぬ」と、こうあるのですが、この確認といふことは、前国会の古物営業法のとくにも相當問題になつたのですが、この確認といふことは質屋主のいろいろの事情から見ると、かなり困難ではないか、これを承認といふようなことにはできず、利用者にとつて非常に便利であると思ひます。しかも、あとから申し上げますが、罰則等もかなり峻厳な法案のようでありまして、業者がこの営業法を実施する手続において、心ならずも確認ができなかつたことによつて、この罰則に觸れるといふようなことがあつては、いけないと思ひます。どこまでも業者の協力を期待いたしながら、私はこの確認の困難性を考へまして、これはむしろ承認といふような形で行くことが、実情から見ると、妥當ではないかと考へるものであります。

それから第十七條の二項でございますが、これは質の流期に關するところで、本法案のこの條項から見ますと、契約の日から三箇月を越えてはいかぬ、こういうことのようにですが、實際現在行われております実情は、これは古い法律ですから、そういう点どうかと思ひますが、大体実情から見ますと、三箇月のとてろもあつたようでございますが、おおむね二箇月をもつてこれ

が実施されておるようです。今度のこの法案では、公安委員会によつて決定し、しかも許可その他にも當るようですが、できれば公安委員会の議決によつて、その地方の事情によつては、現在実施されておる二箇月というのもあることですから、これも公安委員会の決定によつては三箇月以内、短縮できるといふようなことの方が、すなわち二箇月あたりを生かして現在行われておるもので行つてもいいのではな

いか、憲法の精神によつても、質を利用する大衆、これらの人々のことを考へると、この人たちは自分の持つておる質物をもつて、なるべく高度に質屋さんから借りたいというのが、全部の目標であらう、こう思ふのです。こういうときにおいて、その流期が三箇月という長期にわたりますと、相當今日のこのあわたたしい、目まぐるしい經濟事情におきましては、それだけの価格でかりに貸したいと思ひましても、それらの事情から、結局思ふような金融もできない、こういうことを考へるときにおきましては、現在行われておる二箇月程度——これも地方の事情によつても違ひましようが、ともあれ公安委員会の内容と、地方の事情のいかんによつては、私は、これを現在行われておるような二箇月程度に短縮できるといふような道を、法案としては考へていいのではないと思ひます。

それから先ほど申し上げました、とにかく従来の取締法から飛躍して營業法といふことに、政府当局も理解し、認められたのですから、特に憲法が指向する營業の自由、むろん取締りなり犯罪の検査なり、これらの面については協力することはもちろんですが、

これは事業を遂行して行くうちに心ならずも、やはり觸れる場合もあらうと思ふ。そういうものに對しては非常に同情すべき点が相當あるのです。こういう点に對しては、この罰則はあまりに峻厳に過ぎやしないかという感じを持つておる、この点の御意見を伺いた

と思ひます。それから最後に、この国税徴收法の第三條の問題ですが、この問題に對しては、この業者が質をとつて、そうして現在の国税徴收法が、いわゆる税をあらゆる債權に優先してとる、こういうことになつて——これは實際にあつた例のようですが、たまたま質札等によつて、質屋が持つておる物品まで優先して、これを換価して徴税に充てるといふような事実も、相當全国的にあるようです。こういうことになりまして營業の自由も束縛されますと、最も悪質の利用者に対してはこれは考へて行かなければなりません、ともあれ、正當な順序、普通のあり方によつて質に置いた物を、悪意の利用者によつて徴税をされるということがありまして、これは營業の保障ができませんで非常に業者にとつても不安であらう、

こう考へるのです。これらに對しては、何らかこれを保障するような法案の用意があつていいのではないか、こう考へるのですが、以上の数点に對してまず所見を申し上げまして、政府当局の御意見を承りたいと思ひます。

○武蔵政府委員 お答え申し上げます。第一点の第十三條の確認の問題ですが、これは古物商の法の中におきましても同様の規定があつたわけでございます。ここで確認と申しますのは、大

体古物商の場合と同様に、質屋主の住所、氏名、職業、年齢といふものを証明するに足る資料といふものがあればよろしい。具体的に申し上げますれば、たとえば定期乗車券を持つて行つた、あるいは米穀通帳、学生証なり、そういうものを提示をする、その程度の提示を求めて、本人であることが間違いない、住所、氏名等が明らかになるといふことだけを承認すればよろしいのであつて、それ以上特にむづかしいことを要求しては、ことではないこと

は、古物商の場合と同様でございます。従つてこの程度のもので足りるのでありますから、決して利用者にとつて迷惑をかけるというわけのものでもないものであります。かりに承認といふ言葉といたしましても、はたして用語として適當であるかどうか、確認として要求しておりますことは、古物商の場合と同様のことであります、非常にならぬ御迷惑をかけるのではない、かように考へております。

次に第十七條の關係でございます。流質期限を三箇月とする、これは少し弾力性を持たせたらどうか、公安委員会にその間の決定のゆとりを与えたらどうかという御質問でございます。これにつきましては、現在の実際

に定めることは適當ではないかと考へて、かようにいたしましたのであります。なお公益質屋につきましては、四箇月といふことになつておりましたが、こういうものとの關連性から考へても、三箇月が適當であると、私どもは考へて

いるわけでございます。第三点の罰則の点でございますが、強過ぎるではないかというお話でございます。これは、さきに出ましたところの古物商の法律その他營業法規等も參照いたし、かつ全体的の刑罰体系も考慮して検討いたしました結果、このくらゐの適當であるといふところで落ちついたものであります。決してこれだけが特に苛酷にわたつておるものではないといふ点を御了承願ひたいと思ふのであります。

第四点の国税徴收法との關係でございます。納税に關しましては、これは何と申しましても國民の義務として憲法で定められておるのでございます。従つてこれについては國民として十分納税については盡さなければならぬ、

点がございまして、従ひまして、国税徴收法におきましては、質權または抵當權が設定されておりましたも、現に所有權が納税人に所屬しているところの物件については、國または地方公共団体等の国税徴收法による優先權が認められておるというところは、けだしやむを得ないものがあると思ふのでございまして、従つてこの場合に国税徴收法が優先するといふことはいたし方がないのではないかと、もちろん流質期限が経過いたしました、その質物が質屋に所有權が移つてしまつておるという場合に對しては、差押えを免れるた

とになりませんが、もかくでありませうが、そうでない限り、もちろん国税徴収法による優先徴収はできないものであります。その場合においては質屋に決して損害を与えるものではない、かように存じているわけでありませう。

○野村委員 たいま御答弁を伺いまして、一応はごもつともであると思ひますが、私がこの質疑をいたすゆえんのもの、常にこの利用される人たちの立場を考慮しながらお尋ねいたしているわけでありませう。特にこの確認のことは、ただいま御答弁のあつたように、古物営業法でも相当この問題は論議されたわけですが、古物営業法の場合と、この質を利用する人たちの実際の性格というものは、大分かわつてい

るだらうと思ひます。今日は非常に民主的になつておりますから、それはどではないかもしれませんが、ともあれ、なるべく自分の身分なりを、正しい利用者でも、あまり露骨にしないで利用したいというような者も相当あるうと思ひます。こういう場合、今お話のように、パスなり、あるいはほかのもの、とにかくそれが確認できればいい、こういうお話のようですが、古物の場合と全然利用者の心理状態がかわつていふと思ひます。こういう点で、これは実際の運用いかんでござい

ますが、この確認については相当弾力性を持つて当られることが最も妥当ではないか、かように私は考へるのであります。

それからこの流質期限のことでも、必ずしも三箇月がいかにというのではないのでありまして、できればなるべくそれらの人たちの立場に立つて、これを保証しながら、なるべく長期に少

しも持つて行こうというような考え方も一面成立しますが、冒頭の質問で申し上げたように、利用者が要望しておる質を置く場合に、なるべく物の値いつばいの価格を借りたいという点から考えますと、今日の経済事情によつては、地方によつては異なるいは現在行われておるところも相当あるようです。公安委員会の決定によつては、多少弾力性を持たせた方が、質を置かれる利用者に対していいのではないか、かように私は考へておるわけでありませう。

それから国税徴収法の第三條の問題、これもかかつて運用にあると思ひます。しかしながら地方自治体の財政を形づくる最も大事な税体制度でございますから、徴税に対しては同法に示すことは行われなければならぬと思ひますが、半面またこの関係業者の正当なる業態というものは、これを保護しなければならぬと思ひます。悪質の、徴税をのがれるための便法に質を置いて、これを脱税に利用するといふようなことのある者に対しては、別に峻厳なる法の適用を見ることは当然であります。それが、そうでない者に対しては、どこまでも業者の立場を、生業として

の自由を守護すべきであると思ひます。これに対しては大蔵委員会等とも連絡をとりまして、なお私も研究いたしたいと思ひます。一応この程度で打ち切ります。

○齋藤(男)政府委員 重ねて御質問及び御意見を承つたのでありますが、前に他の委員会でも御説明いたしましたように、この十三條の確認と申しますのは、質屋主が何人であるかということについて、一応正しいだらうという

ことを認めればいいのでありまして、言葉をかえて言えば、あやしいものではないということを確認すればいいわけでありませう。われ／＼が非常に困りますのは、これはどうも贖品らしいといふことが常識で考えてもわかること、こういう人相のこゝろいう者が持つて来た。あれを贖品として疑われないのはまことにおかしいじやないか。そういうような場合にも、知らぬ顔をして受けておるといふことがままありますので、そういう点を防ぎたいために、かようにかえたわけでありませう。従

大な過失とかあるいは悪意がないならば、これを処罰するといふような考えは毛頭持つていないのでありませう。今日の古物営業法におきましても同様の規定があることは、先ほども申し上げた通りであります。この規定で前懸に処罰をしたといふことは報告も受けておりませうし、またこの規定のため

に処罰をされて困つておるといふような声も聞いていないのでありませう。私はこの点の運用についてはさうな困難が起らないのではないかと、かように考へておるのであります。

それから流質期限の点であります。御意見はまことにごもつとものものであると思ひます。流質期限が短いのが利用者のためにいいのか悪いのか、これはいい点と悪い点と両方あると考へます。これをむやみに長くするといふことは、利用者、いわゆる質屋主にとつても、かえつて質物の値が、今おつしやいますようにいつばいにたれな

い、非常に金詰まりで困つておる。しかしながら二、三箇月すれば、すぐこれを返せる見込みがあるといふ場合に、一箇月で質流れになるんだということでありませう。その翌月に金が入つて来て質物を受け渡されるというこ

とがわかつておつても、みす／＼流してしまわなければならぬといふ点があります。現在の慣行から見まして、大

体三月といふのが一番多いので、われわれの調べたところでは半数は三月の期限であります。御説の通り、二箇月といふのはごくまれであります。まずこの三箇月といふのが一番妥当な期限では

ありません。国税徴収法の問題は、ただいま大蔵委員会の方とも連絡をとりつて審議したいといふ御意見のようでありませう。私どもの方としても、これは国税徴収関係の方から見ると、妥当な問題だと考へておるのであります。従つて質屋業者の点から見ますと、その方が非常に安全であると思ひますが、

いたしたいのでありませう。それからもう一点、第十六條の質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質屋主に交付しなければならぬ。こういう條項でございますが、これは實際上この質札または質屋の通帳を好まない業者も性格上相当あると思ひます。こういう場合には法律上これを交付しないわけには行きませうから、交付すると同時に了解のもとに、これを管理保管をするといふことも、利用者のために悪くないのではないかと私は考へるのであります。これはあまり窮屈にせず、どの條項もなるべく利用者本位に考へて行くのがいいのではないかと、こゝ考へるのであります。この点に対して御所見を承りたい。

○武蔵政府委員 お答へ申し上げませう。第十六條の「質札又は通帳を質屋主に交付しなければならぬ」とは、これは質屋としては交付しなければならぬのであります。ただいまのお話のごとく、質屋主の方でそれを受け取ると、好まないといふ場合に、どうするかという問題であります。この場合において受取つて行かないといふなら、これはやむを得ないのであります。従つてまた業者の方としては、何らそれについて責任もないことではあります。質屋主の方においても、これを置いて行つても一向さしつかへない。なお質屋主が、さういふものはいらぬといふことを言ひまして、置いて行つた場合においては、これを交付しなかつたといつて何らさしつかへないといふことは、すでにわが国においても前から判例として認められておるのであります。

○大泉委員 この法案は、さきの古物

営業法と並行して提出するべきだと思  
うのでありますが、この目的は、やは  
りどうぼうをつつかまえるのに非常  
に協力してもらおうというのが、最大の  
目的だろうと思つていますが、そうした  
ら、やはりどこまでもこれは、営業者  
に対して協力を求めるというのが、そ  
うの手段であらうと思つてございま  
す。協力を求めるに、もちろん業者の  
意見も、当局は十分聴取して法案に盛  
られたと思つて、業者として  
は、多分不満はないだろうと思つて  
おられます。罰則だけが非常に峻烈  
である。こういう点において、私は当  
局が、こういうふうな協力を求めな  
ければならぬ業者に対して、またある  
いは認可を受けておられないところの  
業者、こういうものに対して、あ  
まりにも苛酷な罰則をもつて臨むとい  
うことでは、結局本物のどうぼうより  
も罪の重いような罰則をやつて、結局  
成果が上らぬのじやないか、こう思  
つて、戦時中あの物資統制のため  
に、まるで国民をあつてこれを罰則の  
るつばに追い込んでしまつて、とつ  
かまつた者が災難だ、というだけで、法  
に對する精神というものは非常に稀薄  
になつた。こうしたことでは、眞の正  
しい統制は行えないと思つて、むしろ  
つつかまつた者は災難だ、というだけ  
で、ただ諦めてしまふ。どうも国民生活  
に、あまりにも次から次に罰則が強  
化されるので、何をやつても法に觸れ  
るのだ、罰則にひつかかるのだとい  
うようなことでは、これはもう国民の作  
業意欲も事業意欲も起らないと存じま  
す。こういうように私は懸念するので  
あります。先ほど武藤さんのおつし

やるように、他の罰則における体刑と  
比較して、何ら酷ではないというよう  
な御意見がありました。それは他の  
法令と比較してみると、これもまた  
やがて比較されるのですが、私はどう  
も古物営業法もあまりにも罰則に對し  
て苛酷ではないかと思つて、こうい  
うことはよくないのだと思つて非常に  
憂えておつたのです。けれどもやは  
り、何といつても占領下にあるわれわ  
れ国民として、関係方面の了解を得な  
ければ、何事も自由にならない、やむ  
を得ずやはり承認した。それをどう  
も、他の法案と比較して、別に苛酷じ  
やないと言われるが、これはやがて比  
較されて、ますます国民は、あらゆる  
法の峻厳なる取締りのもとに、いつも  
追い込まれてしまふ。これでは国民生  
活が、まつたく片端からつぶされてし  
まふ、ほとんど不安におののいて暮さ  
なければならぬということになる。で  
あるから当局に對して、私はこの法案  
の中に、第二十五條あるいは三十條、  
三十一條、三十二條という中に盛り  
ておける罰則は、もう少し緩和する道が  
ないか。またこれも関係方面の了解を  
得なければならぬということ  
で、せつば詰まつてから出されたので  
は、はなはだ迷惑しごくである。中に  
も営業許可に對しては、三箇年の過去  
におけるところの、この質屋法案に何  
ら関係のない、いわゆる罰金、刑罰等  
を受けた者に對しては営業は許可し  
ない。適當でないという名目のもと  
に、これを許可しないというに至つて  
は、法律が憲法を侵害する一つの便法  
に使われるという憂いもある。こうい  
うことでは、まことにどうも、われわ  
れ不安にたえない。関係方面の了解を

得て来たものが、われわれのところ  
出され、そして審議をされて、これ  
がまた時間的に間に合はぬというに至  
つては、まつたく不満にたえない。せ  
めてこの罰則だけでも削除するだけの  
意思があるかないか。これを伺いた  
い。

○武蔵政府委員 お答え申し上げま  
す。本法案が実施された場合におい  
て、この法律の運営はあくまでも国民  
特に業者の協力によつて運営されて行  
くべきことは、当然の次第でございま  
す。また最もそれが望ましいことでは  
ございません。関係業者におかれて、本  
法の運営に喜んで協力する。官庁もま  
た業者の業態には十分の理解を持つて、  
そうして事に當つて行くことが最も望  
ましいことでもあります。われわれとい  
たしまして、その法の運営について  
は、十分そういう意図をもつて実施し  
たい所存でございませう。このこと  
は先の古物営業法等においても同じこ  
とでございませうが、われわれとしては  
あくまでもそういう態度で、これに  
臨んで行きたい所存であります。業界  
においてこれに喜んで協力して運営に  
當るといふことでありますれば、決し  
て罰則によつてこれを強制する、強制  
されるというふうな気持でなく、ほん  
とに心から進んでこれに協力するとい  
う態度で、お互いに運営して行きたい  
所存であります。しかるにかように  
なりますれば、罰則という問題でいか  
にもごちやない、あるいは苛酷なもの  
のごとき印象を与えますが、本法の精  
神としては、今申し上げたような態度  
で運営したいつもりでございませう。  
罰則につきましても、先ほど申し上  
げました通り、十分検討をいたし、

そうして全体の刑罰としては一応の体  
系ができております。そういうた罰則  
体系を所管の官庁とも連絡いたしま  
してきめたわけでありまして、これが  
特にほかの業態に比して苛酷になつて  
いるものでは絶対にないということだ  
けを、はつきり申し上げておきます。

○門司委員 ごく簡単に二、三の点だ  
けを聞いておきたいと思つて、第三  
條の許可基準の中の二項に「他の法令  
の規定に違反して罰金の刑に処せら  
れ、その情状が質屋として不適当な  
者」ということになつております。  
「その情状が質屋として不適当な者」と  
いう文句を使つておられますが、その  
他の法令の規定ということになりま  
す、非常にたくさん規定が日本には  
なつておられるのか、一応この機会に承  
つておきたいと思つておられます。そ  
れから次に、第七條に、公安委員会  
の定める規定によるということになつ  
ておりますが、現在のわが国の地方行  
政というもののうち、この公安委員  
会がこういう基準を定めることができ  
るかどうかということでもあります。も  
ちろん許可の権限その他につきまし  
ては、公安委員にゆだねられている他の法  
令もないわけではございませぬが、少  
くとも質屋営業を営みますに最も重要  
な保管の場所を定めるといふことが、  
単に公安委員のみにいてこれを決  
定するということ、いかがと存じま  
すので、これについては市町村の條例  
もしくは県の條例によつてこれを定め

るといふ一つの大きなわくの中にお  
いて、そうして個々の営業の條件につ  
いては公安委員がこれを許可するとい  
うことは至当かと思つて、ただちに  
こういう質屋営業の、最も公衆に大き  
な影響を与えます保管場所等の規定ま  
でも公安委員に一任するということは、  
少しこの法律の行き過ぎではないかと  
考へておられますが、この点について  
一応の御説明を願ひたいと思つて  
おられます。

○川西委員 長代理 門司君にちよつと  
申し上げますが、ただいま大蔵大臣が  
出席になりまして、大蔵大臣は三時  
五分前に退席しなければならぬとい  
うことでありませぬから、大蔵大臣に對  
する質疑を先にお願ひいたします。

○門司委員 それでは質屋営業の方は  
もう一点だけあとに残しておきまし  
て、ひとつ委員長から宣告をしてもら  
いたいのですが、大蔵大臣にこの際地  
方税法に關する質問をいたします。

○川西委員 長代理 それでは地方税法  
案を議題といたしまして質疑を続行  
いたします。

○門司委員 最初にお聞きしておきた  
いと思つて、これは、国税、地方税の  
改正に對します大蔵当局の見解であ  
ります。これを私御質問申し上げるゆ  
えんのもの、国税が非常に減額され  
ますとともに、地方税の増額を見てお  
ります。しかもこれは地方自治体の  
自律自主性を強化するための一つの裏  
づけの問題としては、当然こうあるべ  
きだと考へておるのであります。しか  
しながらその案の内容につきましても  
は、たとへば説明書によりますれば、  
従来国税であつた取引高税というよう

なものが一応なくなつておる。そのことのために新たに設けられた、同じような流通税としての性質を持つた附加価値税が定められておりますが、この間の関係であります。国税を地方に移譲されたものと解釈していいか悪いかということでありませぬ。

それからその次にお聞きしておきたいと思ひますことは、本年度のこの税金の法律案が非常に遅れて出て参つておりました、年度の半ばにおいて行われる関係から、おそらく各都道府県あるいは市町村におきましては、全額を徴収することは非常に困難だと考へておるのであります。従いまして予定しただけの前期の徴収を行えないという場合におきましては、必然的にそこに歳入欠陥が生ずることと相なるかと考へるのであります。その場合に対して国は平衡交付金その他において、これを十分にまかない得るだけのお考へがあるかどうかということでありませぬ。

その次にお聞きしておきたいと思ひますことは、税金の性質が従来の税制と、まつたくかわつておりました、いわゆるシャウプ勧告案によりまして外形標準をもつて課税客体にしておりますことのために、実際の営業あるいは事業と、ほとんど関連がないとは言ひませんが、関連はきわめて薄く、いたしておりました、そういうことにかかわりなく税金をかけて来るというようにすることに相なつて参りますので、必然的にその税金の加重されますものは生産の原価に食い込んで参るといふこととあります、このことにつきましては、先ほどの委員会において物価庁の次長並びに安本の長官等に御質問をいたし

ましたときに、こういう税金のかけ方では原価にただちにこれは割り込んで来るということと認められるというはつきりした御答弁があつたのであります。こうなつて参りますと、現在の日本の状態から考へ合せまして、政府のつとておいてになります一つの政策と非常に相反した政策が、ここに行われるような形に相なつて参るかと思ひのであります、その間における政府の御見解をお聞かせ願ひたいと思ひのであります。

さらにもう一点お聞きしておきたいと思ひますことは、従いまして地租においまして、そういう事態が起つて参りますと、それからさらに固定資産税から参りますところの地代あるいは家賃等の値上りが必然的に行われる。先ほどの委員会におきましては青木安本長官は、家賃は二倍半くらいに上るといふお話をしておいでになりましたが、もしそうなつて参りますと、国民の生計費の中に非常に大きな影響を及ぼして来るものがあるかと考へておりますが、大臣はしばしば本会議においても、国民の生計費は非常に安くなつておるといふことを言明されておるのでございませぬ、これに対してどういふお考へをお持ちになつておるか。以上を最初伺つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 御質問の第一点は、附加価値税につきまして、これは取引高税と性質を同じうするものである。もしかくしたならば、取引高税の委譲ではないか、こういうことであつたと思ひます。この附加価値税というのは、御承知の通りに世界ではまだやつたことのない税金であるのであります。

す。シャウプ博士と私は、これは流通税なりやいなや、外形標準の物税なりやいなやというので議論いたしました。そのときにシャウプ博士は、なせ君、そんなことを言うのだ、こういう話なんですか。そこで外形標準の物税、すなわち昔の營業稅的のものであれば、所得税から控除しなければいけません。こういう問題になりました、それでシャウプ博士は、しばらく待つてくれ、こういう議論までいたしましたのであります。私は、これは外形標準の營業稅か、取引高税かということは、しばらく見たいと思ひます。これはいかにもだらしのないことを申しますが、シャウプ博士にいたしても、私は議論をして初めてさうなつたような状況であるのであります。私は大正十五年までやつておりました外形標準の營業稅といふものは、損がありませぬ、營業稅を納める、こういうことであつたのであります。これを取引高税の變形と見ると、外形標準の變形と見ると、この点については、ここにおる主税局長と二、三日議論したのであります。とにかくこれはある程度のテンパーを認めようといふことで、中間はあるものとして考へておられます。従いまして委員とは考へておりませぬ。

第二段の問題として、予定通り徴収できるかどうかという問題は、固定資産税と附加価値税に共通するものとして、私はお答え申し上げたいと思ひます。固定資産税におきましては、御承知の通りに、土地家屋につきましては賃貸価格がありますので、出ます。しかし賃貸すべき資産につきましては、なかに、困難だと思ひます。従いまして、八月末だつたか、資産再評価に基いて

評価いたしますから、これを各地方に通知いたしました、できるだけ早い機会に徴税の体制が整うように税務署としても協力するはずであります。そしてまた附加価値税におきましては、税法ができるだけ施行上簡便に行うようにいたしました、そうして各納税者から申告をいたしますならば、あえて困難な問題ではないかと思ひのであります、何分にも施行当初でありますので、ふなれな点から徴収に欠陥を起すような場合におきましては、平衡交付金の交付を早めるとか、あるいは昨年からのやつておりました預金部の短期運用、こういうことで、市町村の財政に支障を来さないように、国の方でできるだけ協力する考へておるのであります。

第三に附加価値税は欠損のような場合でも課税することになる。かくした場合には納税困難、あるいは原価に入るといふことも起り得るかどうかと、御質問であります、これは欠損の場合のみならず、私は附加価値税は原価に織り込むことも原則としては認めざるを得ないと思ひます。しかしこれにいたしまして、その徴収すべき額は四百二十五億を見込んでおるのであります、そう大して物価に影響するものではないのではないかと、大体大した物価への影響はないだろう、従いましてマル公をかえるといふところまで行くかどうか、そういう問題は私に起つて来ないのではないかと考へております。

次に固定資産税につきまして、家賃が相当上る、私も上ることは承知いたしました。しかし固定資産税ができたためにどの程度家賃が上るかという問題は、これは税金の上つた程度の家賃の値上げは認めなければいけません、また認めるのが当然だと思ひのであります。従いましてそれをどれだけの値上りにするかということ、個々の貸家について言わないといけないと思ひますが、大体において二倍とか二倍半といわれているのであります。かくいたしましたけれども、減税その他の措置をとりまして、公務員におきましても勤勞階級におきましても、家賃がある程度上りましても実質賃金は全体としては上つて行く、下らないといふ確信を持つておる次第であります。

○門司委員 第一の点につきましては、いまだ当局は研究中であるといふようなこととありますので、これ以上意見を申し述べることとは避けたいと思ひます。ただ私どももいたしましては、そういうきわめて税の性質のはつきりしないものを、ただちに行うといふことについては、多大の疑問と不安を持つておられます、これ以上の見解の相違についての御質問は申し上げたくないと思ひます。

次に考へておいていただきたいと思ひますことは、さらにかえていただきたいと思ひますことは、年度半ばにおいてこういう事態でありますので、私はおそらく各市町村においては当然徴税は非常に困難であろうと考へておりましたときに、大蔵大臣はきわめて樂觀的な話であつたのであります。ことに固定資産税における再評価の問題は、再評価法によつて決定されますのが八月であるから、それからというお話でございませぬ、もしこれが決定されますならば、一月一日にさかのほつて徴税をしなければならぬことに相なつて参る

と思うのであります。そうなつて参りまする場合に、今日の財政状況から見渡してみまして、いかなる法人といえども、ことに中小企業に私ははなはだしいと思ひますが、一月にさかのぼつて定められる税金というよりも、むしろ一月一日の査定によつて定められるものが、八月末日にきまるといふことが、はたして理論上正しいかどうかというのであります。法律によりまゝならば一月一日の時価でこれをきめるということがはつきり書いてあります。それを八月末日においてきめた価格においてこれを算定することが、はたして正しいものと見るかどうかというのであります。同時に問題になりますのは、法人におきましては、おそらく先ほどお話のように、あるいは再評価の法律によつて、そういうことが八月末にきめられるかと思いますが、法人以外の分につきましては、一体これがどういふ形で査定が行われるかというのであります。この点についての法律上の解釈をひとつ大蔵大臣からお願ひしたいのであります。

次に考へておりますことは、附加価値税にいたしましても、これはひとつの申告によることでありまして、ことにこの申告につきましては、実は非常に嚴重な罰則がついておるのであります。そこで單にこれが、先ほど第一問のときに申し上げましたように、これが流通税であるか、あるいは何であるかということも、はつきりわからぬといふような御答弁だと、私は解釈しておりますが、当局ですらはずきりとして見通しのつかないようなものを、納税する者が全部これを納得して、そうして法にきめられたように申告いたし

まして罰則からのがれるといふようなことは、おそらく私どももいたしません。これは、おそれなくとも考えられるのであります。従つて徴税の面におきまして困難のあつた場合には、平衡交付金でなくして短期の預金部の金等においてこれをまかなつて行きたいという御答弁をいただきましたが、一体それらについて、当局は單にこれを短期の預金部の金でまかなつて行くといふようなことに相なつて参りますると、平衡交付金との関係、さらに地方の自治体のおの／＼の自主性によりまして、非常に大きな開きが出て来はしないかと考へておるのであります。その開きのできるというところは、ある市町村においては比較的嚴重にこれの取立てを行い、ある市町村においては人員その他の関係から割合に徴税が行われなかつたといふような一応の不公平が、必然的にできて参るのではないかと考へておるのであります。この点については單に短期のものを預金部から出す考へを持つているといふだけでなくして、はつきり平衡交付金の中からこれを支出するといふような考へ方を持つておられるかどうかということでありまして、

それらその次には、御答弁によりまして、物価は上がるが、しかしこれは大した影響はないといふお話でありまして、これは前の青木さんにおきまして、物価の次官におきまして、実は同じような答弁をされておるのであります。そしてその答弁の内容によりますと、營業自体の中でこれを吸収する、いわゆる操業度の上昇によつてこれを吸収することができると思ふから、物価の上るといふことは原則的に

は認めるが、ただちにマル公を改訂しなければならぬほどのものではなからうと考へておられることではあります。しかしわれ／＼が考へて参りますと、たとえはわが国の基幹産業でありまして鉄産業におきましても、標準税率をかけて参りますならば、優に七割以上の値上りをしなければならぬことが、数字の上にはつきり出て参つておるのであります。またわが国における唯一の国内産業であり、ことに外国の貿易輸出関係にも関連を持つておりますセメント業のこともにおきましては、電気税その他を勘案してみますると、今回の改正においても一四割の値上りをするといふこともこれまた主要工場である三十三工場の統計がひとしくそういう数字を現わして参つておるのであります。そのほかに輸出に最も関係のある四・二倍といふような非常に大きな坪当りの経費が必要であるといふようなことも言われておられる。今日問題になつておられますのは私鉄の關係であります。私鉄關係においてもこのことのために当然値上げをしなければならぬといふことは、政府もお認めになつておられる。もし先ほどの大蔵大臣の仰せのように、これを操業度の上昇とさうに事業内における吸収によつて、何とかマル公を改訂しないでいよいよにしたいといふならば、一体私鉄の値上げに対してお認めになつておられるかどうかといふことでもあります。私も今日聞き及んでおるところによりまして、私鉄に対してはいずれ値上げをしなければならぬであろうといふことを、政府みずから肯定されておるといふ事実には私も考へて

反はしますときに、当然これは今度の物価に非常に大きな影響を持つておりますので、それらを含んで物価改訂を行わなければならぬといふように私は考へておられますので、大蔵当局といはしましては、どうしてもそれを行わないでもいといふはつきりした御確信があるかといふことを、もう一度念を押して聞いておきたいと思ふのであります。

それから大臣の時間も非常に迫つておりますので、そう長く申し上げるわけに行かぬと思ひますが、先ほどの家賃、地代の二倍半ぐらゐの値上げによつて、實際の生活費は安くなるというお話であります。それならば私は実際例を申し上げますが、横濱の鶴見区においての私のどもの調査した範圍におきましては、三十坪の地所に十坪五合の家を建てておられる人は、今度の税制改革によつて税の負担増加は千五百円を越えるのでございます。もし今家賃、地代につきましては、税金の上つただけを認めるというようにお考えになりまして、以前の二倍ないし三倍になります。ところが實際上の問題といたしましては、そういう高額の税負担が行われまうときに、家主であり地主である人は、とうとうそれだけでがまんするものではございません。またがまんのできる道徳がないのであります。従つてこれらの借地、借家人はそれの倍を負担するといはしますならば、最小額の家に住んでおられる人でも約三千万内外の負担をしなければならぬといふことに相なつて参るのであります。これによつて生計費に影響がないといふことは断じていえない。ことに中小企業等におきましては、基幹産業

がもし値上りを来すといふことになつて参りますならば、第二次産業、第三次産業等においては、おそらく生産原価の値上りと、さらに大企業と違ひまして、小さな企業におきましては、企業の内部においてこれらの税金を吸収する餘裕も、今日は私は持ち合せていないと思ふ。そうなつて参りますと、勢いどうしても物価を上げるという結論になる。この点についてももう少しはつきりした大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○藤田委員 先ほど委員長からお話がありました通り、大蔵大臣はやむなき用事のために、三時五分前に退席されます。まことに遺憾千万であります。御存じの通り先ほど門司君の質問に対しまして、みじくも答弁された通り、附加価値税の本質に至るまで、シャウ博士と大蔵大臣は相談されております。つきましては、国家財政全般を握つておられる大蔵大臣に、われ／＼は徹底的にこの地方税の本質に関して質問したいと思ひますから、ごく最近の機会におきまして、十分時間をさいていただくよう、委員長からひとつこの席上で申し入れていただきたいと思ひます。

○川西委員長代理 大蔵大臣に対する質疑は、次の機会に続行いたします。○池田国務大臣 まず固定資産税の評價の問題であります。法人につきましても、個人につきましても、個々の問題につきましては私所管大臣でないから存じませんが、個人、法人を通じまして、適当にでき得ると考へております。次に附加価値税の問題につきまして

シャウ博士と相議論したのは、学問上の問題であるのであります。しかしこれを学問上外形標準の營業稅的のものとするか、取引高稅の変形として見るかにつきましては、世界の学者が議論しておられるのであります。これは学問上の稅の性質の問題であるのであります。しかしてここで結論を得たいとおっしゃいますならば、私は中間を歩む新しい稅だ、こうお答えしてつけようと思ひます。

次に附加價值稅並びに固定資産稅の徵收におきまして、初年度だから歳入の時的的ずれが起るだろうという御質問に重ねてお答え申し上げます。これはその実情によつて適當な措置を講じたいと思ひます。平衡資金から出しますところ申し上げても、平衡交付金の中で使います分が義務教育費、もう相當用途のついでおるものもあるものであります。昔の配付金の性質のものは七百億足らずしかないのであります。従ひまして、これのみによつてやるわけには行きません。従来やつておりましたように、預金部の短期運用等いろいろの点で支障のないようにやつて行く。これは決して樂觀しておるというのではあります。そういうふうな問題が起つたときにどう処置するかというから、そういうふうな努力をするというので、私としては決して樂觀してないのではありませんから、この処置を講ずると言つたらすぐ樂觀だとおっしゃるのは、私の真意ではないと、御了承願ひたいと思ひます。

次に附加價值稅並びに固定資産稅によりまして物価にどう影響するかという点につきましては、私は全部の問題として先ほどお答えしたのであります。早い話が事業所得稅で四百數十億、取引高稅で四百數十億、合せて九百億を兩稅でとつておつたのであります。それが半分になりますから、これが物価に對しての影響は、全体として大したことはない。取引高稅はもたらぬ物価に影響いたしました。また物価に影響をさすことを期待してない事業稅におきまして、全然轉嫁を認めてないともいえない。しこうしてこの二つの稅が九百億円もありまして、この半分の四百二十五億円になるのでありますから、全体としては物価に影響はないであらう。あるいは企業に合理化とかいろいろな方面のみ込み得られる。従ひまして公定價格を定める氣持はないのであります。ただ問題の鉄その他につきましては肥料もそうでありまして、ソーダもそうでありまして、價格補助金を減すことによりまして上つて参ります。これはわれわれ期待してゐる。われわれは個々の物価につきましては公定價格は上る場合もあらうと思ひます。これは平衡交付金の問題であります。また不動産稅にいたしまして、今まで地方軌道というものは特殊の免稅規定がございまして、固定資産稅はほとんど納めていないという場合において、地方軌道に固定資産稅が相當かかつて来れば、電氣の値上りと同時に地方軌道の値上げということも起るかもしれせん。しかし私は全体としての物価水準を言つておるのであります。先般の地方軌道の値上げの問題のときも、この上る理由は附加價值稅あるいは固定資産稅だ、こういうところが原因しておるといふのでありますから、どれだけかかわからぬからこれはしばらく待

つた方がいい。附加價值稅としても標準稅率になります。事業所得稅と取引高稅と合せたものの半分しかとらないというところになつたのでありますから、重ねて申し上げます。全体の物価に大した影響はない。物価がみな上つて来るというふうなことは私は考へておりません。

次に家賃の問題につきましても、個々の問題につきましても、これは相當上つて来る場合もありましよう。たとえば最近に建てた家を最近の契約でやるといふことならば、あまり上らないかも知れませんが、古い家につきましては相當上つて来る場合があるかも知れせん。私はあくまで全体の問題としてお答えをいたしておる次第であります。

○門司委員 大臣は全体の問題と申されますが、私が冒頭にお聞きしましたのは、この点を明らかにしたいからこの稅の本質をお聞きしたのであります。大臣のお話のように附加價值稅にいたしまして、たとえば収益稅でありましたとしても、たとえ収益稅でありました事業稅にいたしまして、物価にはわれわれは直接關係なかつたものと、一應考へなければならぬのであります。今度の稅金はこれが外形標準になつております關係から、稅は全部原価に食ひ込むのだと、こう解釈すべきものと思つておるのであります。この点はもう議論をする時間がございますので、この次の機会に譲りたいと思つてございしますが、大臣の御答弁は、はなはだ私は欺瞞をした答弁であります。われわれ國民全体の問題であり、ことに消費税であります。取引高稅であるとか、収益稅であつた事業稅というふうなものは、それを合

算いたしましたとして、全体の稅率がこうなるから、國民の負担はこういうように輕くなるのだというように、稅の性質の全然異なるものを相混同いたしまして、そうして國民にこれだけ稅を減するのであるから、これだけ負担が輕くなるというふうなことは誤りであると思つておる。稅を納めますのは、個々の業態にわたります。個々の業態がその稅金に耐え得るかどうかを考へてやるということが、私は稅の取立ての本質でなければならぬと思つておる。全体的に見て輕くなるから申すところは前般な稅金を押しつけてもよいというふうなことは、徵稅の上から申しますと誤つた觀察だと考へておるのであります。この点についての議論はこの次の機会に譲るといたしまして、最後にもう一応お聞きしておきたいと思ひますことは、地方制度の改正に際しまして、地方稅全体を通じて大藏省と自治庁との間に、どの程度の交渉がなされたかということでありまして、大藏當局といたしましては、先ほどから聞いておりますようなことが、自治庁と十分打合せの上に、國稅地方稅を通じてこういう稅体系にすることがいいというふうな結論を、はたしてはつきり得られておるかどうかということでありまして、こういうことを私が聞きましておるは、新聞あるいはその他によつてこれが相當關聯で、いろいろ問題になつておつたということも承知いたしております。それから、政府當局の意見といたしましては、この附加價值稅その他については多少稅率を下げてよいというふうな考へがあつたように、われわれは拜聴いたしてお

るのであります。従ひまして大藏省當局としては、國の資産の狀況あるいはこれの課稅客體でありますものから見て、そういう餘地があるかどうかというのであります。

○池田國務大臣 附加價值稅の性質につきましては、先ほど申申し上げましたように、學問上非常に議論のあるところでありまして、私は中間を歩くものと思つておきます。しかして轉嫁を認めてさしつかえないというふうな考へておるのであります。

次に地方稅法を編成する場合におきまして、事務當局同士で折衝のあつたことは存じております。しかし閣議では問題になりませんでした。地方自治庁と大藏大臣との間には問題はありません。阿事務當局の間では法案作成については國民の負担に關することでありまして、議論をいたしたことは承知いたしておりますが、つまびらかなことは政府委員から答弁いたします。

○川西委員 大藏大臣に對する質疑は、本日はこの程度にいたしました。再び質屋營業法案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○門司委員 もう一つ最後にお聞きしておきたいと思ひますのは、この法案の第七條と附則の第四項との關係であります。この附則によりまして、経過法としてこういうことが認められるというところは、私は當然だと考へておる規定によつて設けられることになつておりますが、その新しく定められた規定が現在の狀況と著しく異なつておる場合等に對する処置が、講じてないものであります。この点に對してどういふ御処置をなさるつもりであるか、一

応以上の三点をお聞きしておきたいと思ひます。

○武蔵政府委員 お答え申し上げます。第一点の第三條の第一項の第二号でございますが、他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられたる者が、質屋として不適当な者という事でございまして、他の法令に觸れて罰金の刑に処せられたる者ではないという意味では絶対ではない。たとえ交通違反で、罰金に処せられたからそれでいけなくなるという意味ではない。特にその犯罪の内容が公正なる営業を営むべき質屋として不適当なものとして、たとえて申し上げますれば、強盗とか窃盗とかいうような盗犯、あるいは詐欺、横領、恐喝あるいは贓物に関する犯罪、いろいろの偽造あるいは貸金業法の違反、そういったふうな質屋として好ましくない不適当な種類の犯罪で、罰金の刑に処せられた者という意味に考へておるわけでございます。

第二の保管設備の点でございますが、大体保管設備についても、これは公安委員会において営業を許可すべき場合の、各条件のうちの一つとしてやるべきものとして、保管設備があるわけでありまして、ただその保管設備につきましても、これを法律で画一的にきめるといふことは、必ずしも地方々々の実情に適しないであらう。都会と農村とそれと趣を異にするものがあるであらう。従つてこれを画的にきめるといふことを避ける意味において、各公委員にゆだねたものであります。元來ならば公安委員会で許可する条件の一つとして、法律で定めるべきものであります。地方々々の実情に合うよう

に地方公安委員会にその基準を定めることをゆだねたわけでありまして、従つてさうな意味において公安委員会がその基準を定めることとしたのでございまして、もちろんその公安委員会の公安委員は、その土地に住んでおるし、その土地の事情に明るい人が、公安委員となつておりますので、その基準を定めるに於いて、十分その土地の事情などを勘案いたしまして定めると思ひますので、決して不当なことではないであらうと考へます。

第三の附則の施設の過渡規定の場合であります。お話の点は、従來質屋営業をしておつた人が、今度の新しい基準によつて公安委員会が一定の保管設備の基準を定めて、その設備を持たない場合にどうなるかという御質問であると思ひます。これは新たな今回の法律に基いて、従來のその土地の保管設備の基準と違つた保管設備の基準を、公安委員会が定めたというふうな場合におきまして、従來の業者が引續いて営業することが困難となるような場合も生じますので、公安委員会においてかような保管設備の基準を定めます場合においては、当然さういつた経過的な事態を考慮して、規定を設けることにならうと思ひます。

○門司委員 何か聞き違ひじやないですか。私は何も第七條の、公安委員会が定める法律で定めよと言つては、これは公安委員会の職務、権限の範囲に属する地方自治法の関係でありまして、さういふ基本的条件については、おそろしく私的考へからいたしません。市町村の條例で一定定める。その市町村の條例に

うことが正しいと思ひます。そういうしませんが、公安委員会は始終おわかりになりますし、あるいはごく限られた少数の人でありますために、この許可権限に著しい相違ができるようなことがあつては、いけませんし、法律の休裁から申しましても、実質から申しまして、これはやはり市町村の條例にまつことが正しいじやないかという考へ方でありまして、

それから七條と附則の関係でありまして、経過規定の関係といたしましては、むしろ御答弁の通りであります。ただその場合に公安委員会がきめたものと著しい相違のできる場合が私には必ずあると思ひます。それらに對しましてはやはり何らかの処置を講ずるようにならうと思ひます。どんなものでも前に置いてあつたものはさしつかへがないというふうなことで、多少の弊害があらはれないかという考へを考へて、実は質問したのであります。その点をひとつ考へて、いさゝか御答弁を願ひたい。

○武蔵政府委員 私の申し上げておりますのは、大体保管設備についても、公安委員会が許可の条件の一つとして考へる。どれとどれとの保管設備を持つておる者に許可をするということになるわけ、その保管設備をどの程度にするかということ、あらかじめこの法の根拠に基いて公安委員会が定めて十分周知させておく、さういふ意味において公安委員会が保管設備について基準を定めるといふのは、決して不当ではないと考へます。

○門司委員 どうもおかしいのです。こうなると思ひますが、許可の條件のうち一番大きな問題は、むしろ

人にもよるでしょうが、これらの問題は調査することもできませんし、また個人の罪悪が全体の人に非常に大きな影響を及ぼすというふうなことは私はないと思ひます。しかし設備の点につきましても、火災その他盗難等を考へて参りますと、はかり知れざる災害が起つて参ります場合には、これは全体の人に迷惑をかける一つの基礎条件だと考へる。その基礎条件について単に公安委員会がきめて、しかもそれを告示すればいいというふうなことで、市町村のほんとうの自治にまかせきだと思ひます。これはあまり申し上げると思ひませんが、新しき定められた条件と著しく相反しております場合には、やはり何らかの処置を講じて、事前に逐次改善させるとか何とかいうことが規定してあります。これは全体の人に大きな影響を及ぼす一つの大きな問題だと私は考へておるのであります。

○武蔵政府委員 現在の設備等に急激に変化を加へなければならぬといふような事柄がもし起つて、業者の方に御迷惑をかけるというふうなことがあつては相ならぬと思ひますので、さういふ点は御説の通り逐次その準備を整へるのに十分の時間を与へるよう

を設けないように十分指導をいたしたいと思ひます。その基準を町村の條例で定めるのが妥當ではないかという御意見であります。しかしながら、これも一つに存じます。しかしながら、これはきわめて事務的な、どうすれば火災の予防になるのか、あるいは盗難の予防になるのかというふうな面でありまして、許可をするときの条件をいろいろ考へて、さう大した規定を設けるつもりで考へておらなかつたものでありますから、公安委員会がこの基準をきめさせて、それで適當であらう、かように考へておつた次第であります。

○床次委員 ただいま第七條の保管設備について御説明があつたのであります。私はこの点については多少疑問を持つておるのであります。元來七條の條文においては、公安委員は、火災、盗難等の予防のため必要であると認めるときは、云々といふふうな書いてあります。本來質屋営業なるものは、他人の財物を預つておきますので、火災盗難等の予防に必要施設を講ずべきである。この考へ方を第一に出すべきじやないでしょうか。どうもこの規定ではその点が非常に弱い。書き方の技術の差であるかもしれませんが、根本的な考へ方の中におきまして、財物を火災や盗難から完全に予防しなければならぬという觀念をまずはずきり出していただくことが、いかにやないか。さうしてその具体的な方法につきましても、あるいは多少差があるけれども、これはかまわないと思ひますが、最少限度公衆のものを預かりまして、これに對して危険を与へるとい

を設けないように十分指導をいたしたいと思ひます。その基準を町村の條例で定めるのが妥當ではないかという御意見であります。しかしながら、これも一つに存じます。しかしながら、これはきわめて事務的な、どうすれば火災の予防になるのか、あるいは盗難の予防になるのかというふうな面でありまして、許可をするときの条件をいろいろ考へて、さう大した規定を設けるつもりで考へておらなかつたものでありますから、公安委員会がこの基準をきめさせて、それで適當であらう、かように考へておつた次第であります。

を設けないように十分指導をいたしたいと思ひます。その基準を町村の條例で定めるのが妥當ではないかという御意見であります。しかしながら、これも一つに存じます。しかしながら、これはきわめて事務的な、どうすれば火災の予防になるのか、あるいは盗難の予防になるのかというふうな面でありまして、許可をするときの条件をいろいろ考へて、さう大した規定を設けるつもりで考へておらなかつたものでありますから、公安委員会がこの基準をきめさせて、それで適當であらう、かように考へておつた次第であります。



合にはどうなるのですか。  
○間府政府委員 倉荷証券あるいは船荷証券というようなものを質にとりまして、それによつて金を貸す営業は、やはり質屋の営業です。

○大泉委員 今の質屋営業のもぐりというものは、ただ許可をとつていないだけの人をもぐりというのですか、それとも脱法行為で、つまり品物は他の方に預けておいて、金は別の連絡のある人から借りておるといふようなことを脱法行為でやつておられるのは、もぐりというのですか、私はあまり質屋の商売の内容はわかりませんから……

○間府政府委員 もぐりと申しますのは、許可を受けないで、質屋の営業を営むものをもぐりというのであります。それ以外で、たとえば質屋で質にとらなくて金を貸すというよりなことは、これは貸金業になれば貸金業の適用を受けることがあるかもしれませんが、質屋営業法としては別に違反には関係のないこととさせていただきます。

○大泉委員 それからさいせんのご続きですが、罰則をもう少し緩和される意思がありませんかどうか。  
○齋藤(昇)政府委員 先ほど武蔵政府委員からも御説明をいたしました通り、われ／＼といたしましたはこの程度が適当ではなからうかと考えておるのであります。罰則の中で一番重いのは三十條の「三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金」であります。これはただいま説明しましたいゆるもぐり、無許可で質屋をやる、あるいは名義貸しをやる場合であります。これらにはむしろ善良な質屋を保護する意味で重いのは当然だと思つてます。次に重いのは「一年以下の懲役若しくは三

万円以下の罰金」で、これはいわゆる十二條違反であります。これはその質屋の営業所あるいは住所または居所以外の場所、質物を売つてはならぬといゆる道路で質物を授受するといふ場合でありまして、かような質屋の営業法というものはありません。これに触れた場合に重過ぎるといふ御意見があるかもしれせんけれども、かような商売をやらなければならぬという事態が、善良な質屋にはないはずであります。他の條項は比較的輕いこととありますから、この程度が適当ではなからうかと、私どもの方では考えております。

○大泉委員 政府が適当だと思つて出されたものだというが、われ／＼がまたこれが適当だと修正すればいいのであります。今の制度の議會と政府という立場は、何といつてもその上に司令部があるのでありますから、こういうこともきかざるを得なくなつてしまふので、まことに不見識のような立場であつて、情ないのであります。とにかくわれ／＼はどうも罰則が加重されるというところは、きわめて不愉快だ、とにかく占領されておるだけでもすでに大きな罰則を受けておるのであるから、それ以上にどうもこうした架空な罰則の法文にわれ／＼は同意することはできません。何といつても政府がこれを強行しなければ、議會が同意を与えなければ、あるいは他の手段によつてこれを実現するといふ意思があつては、まったくわれ／＼遺憾にたえない。いづれにしてもこの罰則の方法を重からしむるといふ社会情勢が、そうしからしめたのだから、あらゆる罪は社会にもある。あるいはと

きの制度、政策にもあるでしょうが、われ／＼は少くともこうした罰則を必要としない社会にしたいと思つて。そうするにはどうすればいいかということ、これはやはり国民の気分をやらわらかくして、政治を一人々々に理解せしめて、法にもよく熟知せしめて、そうして協力せしめねばならぬ、こう考へておる。であるからあまり一方的な威嚇的な法文をつくられては国民の意に反したことになると思つて。この点に対して政府もこの法案の通過を急ぐとしたならば、この罰則の架空な点において最大の努力をもつて、われ／＼に議事進行に努力されたいように私は希望いたします。

○樋貝國務大臣 今の御説ごもつとも存じておる次第で、罰則の適用についてはなるだけ注意をいたしまして、そういうこと少いように考へて行きたいと思つてます。

○立花委員 去年の今ごろも古物営業法をやりましたが、私どもは反対したのであります。その同じ考へ方がこの質屋の営業法に出ておるのではないかと。この法案をお出しになる理由としては「新たに法律を制定し、もつとぞう品の発見、犯罪の防あつ等に寄与せしめる必要がある。これがこの法律案を提出する理由である」とお書きになつておるのでございますが、これならば法案の名前をおかえになつた方がいいのではないかと思つてます。これならば「防犯協力依頼法案」とも何とでもいたしました。おつくりになればいいのであります。質屋営業法といふ名前は、羊頭を掲げて狗肉を売るといふものであります。第一またぞう齋藤

○樋貝國務大臣 どうもただいまの御質問で、警察関係の者が出て説明するのはおかしいやないかというのであります。実はなるべく一歩ずつでも営業法のものに近づきたいというので、題名も質屋営業法にしたわけでありまして、もし現在のような取締りの方面からの考へるならば、取締法とするのですけれども、しかし今申し上げるごとく、営業の方に一歩でも進んだらいからというので、こういうような名前をつけましたが、現在では権限から

行きましても、また両方にまたがつてゐる。どちらが分重が多いかと言へば、取締りの方も必要であるがために私どもの方から提案いたしましたような次第であります。ただいまのお話で、もしはたして警察の方から行くといふことを深くすれば、質屋の取締法といふ現在の方がむしろふさわしいかもしれませんが、それとも、そういうのは私どもとしては理想でない、従つてこの営業法の方に一歩進めたい、こう考へておるのであります。

○立花委員 そうだらうと思つておる。そういう御趣旨でない私は困ると思つておる。しかしこの提案理由のところ、やはり私が読み上げましたような理由がございまして、大臣の言われたような理由は一つも書いてないのでございまして、これは一体どういふわけなのでしょう。これは一

○樋貝國務大臣 それはおわかりになると思つて、別にそういうふうには書きませんでした。(笑聲)  
○立花委員 これはおわかりになると思つたかもしれません。これは私どもから申しますと、大臣がやはりしつぽをお現わしになられておる、そういうふうに見るよりはか仕方があります。どこを見ましても、大臣が言われたような営業法にして行くといふところがあつとも見られません。贓品の発見、犯罪の防遏等に寄与するために新しい法律案をつくるのだと、これはちやんと書いてあるのであります。ここに思はず知らずの間にやつぱりいふ古物、あるいは質屋等の営業に対する先入主的な考へがあるのではないかと私は思つてます。これはやはりもう一度慎重に考へ直していただく必要があ

るのではないか。これは私笑いで、一般的に御注意申し上げておきたいと思ひます。

時間がありませんならば、もう少し内容は入りたいと思ひますが、第一、これは公安委員会の許可というものがおかしいのですが、これは今言いました一般的な問題と関連いたしますので、この程度にしておきたいと思ひます。

それから処刑されたものは三年を経過しなければ許可しない。あるいは同居の親族の中に前号に該当するような営業停止を受けておるものがあれば許可しない。あるいは罰金の刑に処せられた上で、その上に情状が質屋として不適当なものは許可しない、こういうふうな非常な前号許可条件があるのですが、これなんか非常に行き過ぎではないか。同居の親族なんという問題から考えましても、すでに民法も新しい民法になつておりますので、親族に悪いことをしたやつがあるから、その同居の親族の者については質屋を許可しないというのは行き過ぎではないかと思ふ。こういう点でやはりさういふ言つた一般的な考え方の片鱗が、ここに現われておるのではないかと思ふのです。それからいせん保管施設の問題が出ておりましたが、現在でも非常に前号な店舗などの規則が出まして、それを命令通りに改修いたしましたために非常に多額の資金と多額の資材を要しまして、困つておる例が飲食店あるいはその他の業種に見られるのでございますが、この七條で規定されておる「一定の基準を定めることができる。この基準を定める場合に、費用あるいは資材を特に優先的にあつせんさるる御用意があるかどうか、これを

承つておきたいと思ひます。それから第八條の二項ですが、三年ごとにこの許可証を更新しなければ、その効力を失うとあるのですが、これもあまり頻繁にすぎるとは思ひませんか、こういう必要は全然ないのではないかとと思ひます。しかもこの許可証の更新には、おそらくまた莫大な手数料をおとりにするのでしようし、あるいはおつかい物まで要求するやつがおるかも知れませんが、こういうことはあまりおやりにならない方がいいのではないかとと思ひます。それから十一條の手数料の千円というものは、何を基準にして千円とおきめになつたのか。千円はばかに高過ぎるではないか。しかもこれを国庫に納めなければならぬというのは、私理由がわからないのですが、これもあわせて御答弁願ひたい。

それから確認の問題ですが、これは不可能なことをしていることにもなりますし、やはり質屋に来るやつは人相の悪いやつだ。悪いことをしたやつだというふうには、これを実行いたしますと、非常に、これを実行いたしますと、質屋に対して持たれまして、気持ちよく庶民金融機関を利用するという気がなくなるとは思ひませんか。これは古物営業の際にも、古書籍の場合などで、ひどいところは押印まで押さしたところがあると思いますが、大分問題になりましたのですが、確認の條項も、これはやはり普通の程度にしなければ行き過ぎになるのではないかとと思ひます。この点もひとつ御意見を承りたいと思ひます。

それからの問題は盗品及び遺失品の無償の回復でございます。これは條文では二十二條でございますが無償で回復することを求めることができる。とありますので、非常にむずかしい文章になつておりますが、どういふふうにお考えなのか。これはやはりただ無償で没収できる。無償で回復することができるというふうには、簡単に考えられますと、業者の方では非常に困りますし、従つて高く貸せるものも、安くしか貸さないという状況も起つて参りますし、質屋に参る方から申しまして、これはあまり有利ではないと思ひますので、この点もひとつ御説明願ひたいと思ひます。無償で回復することの具体的な内容をひとつお示し願ひたい。

それから二十四條でございますが、立入り及び調査の問題でございます。立入り及び調査をすることができるとありますが、これはまた拒否することができると思ひます。その点の明確な規定がございせんので、拒否し得るのかし得ないのか。拒否した場合に罰則があるのかないのか。これはたとへば、ぼろをいたしまし、警察につかまりました者でも黙秘権がございせんので、何も悪いことをしていないのに、立入り調査をさせられて、それを拒否できない理由はないと思ひますが、これをひとつ御説明願ひたい。警察の悪口を言うわけではありませんが、これを利用して素飯を食ひに来るやつがおりますので、この点はやはりはつきり御説明を願ひたいと思ひます。大体以上の点を御説明願ひたいと思ひます。

○武蔵政府委員 お答えいたします。第三條の、許可の申請前三年以内に、刑に処せられたようなことがある場合は許可しないというのには、苛酷に失はしないかということでありますが、この点につきましては、古物商の場合についても同様なことがあつたわけでありまして、古物商なりあるいは質屋業者というものは、法令に違反しない適正な者が運営することが望ましい、またしかあらねばならぬという意味において、やはりかような条件をつけることがよろしいのではないかと考えます。また同居の親族というのはいよいよやないかという、お話でございますが、これも古物商の場合と同様でございます。本人が何か不都合なことがあつて、営業の取消しがあつたという場合において、ただちに妻の名前を出すというふうなことがかく行われますので、そのような場合をこれで防止するということの意味においてやむを得ないものがあると思ひます。

それから保管設備であります。これは先ほども御質問がございましたが、質屋業者といつたしまして、十分利用者の立場を考え、管理者の注意を怠つてはならないという義務があるわけでありまして、従つてその保管設備を置いて、十分利用者の利益の保護をしなればならぬという意味で、かような保管設備を持つことも営業をやる以上当然のことと存じます。もつとも、そう申しましても、不当にやかましい保管設備をつくれというのではありません。具体的な土地々々の実情に応じて適切なものを公安委員会において定めて、一律に同一な基準を地方にまで押しつけるといふことを避けたいと思ひます。

それから許可証の更新を三年ごとにするという問題であります。これも

他の同種の法案においては、最近すべて三年ごとに更新するということになつております。たしか古物商についても三年ごとの更新ということにいたしましたわけでありまして、大体最近のこの種の立法の例に従ひまして、やはり三年が適當であろうと考へたわけでありま

手数料がうんと高くないかというお尋ねであります。これはここに書いてあります通り、千円を限度にいたしております。これは古物商における場合と同様であります。また他の各種の許可手数料の例を見ましても、大体この程度になつておりますので、それら

らないというふうには、非常に嚴重になつておるわけでありませぬ。それを今回の法案においては先ほど御説明いたしましたように、身分証明書なり定期券なりを見せて、間違いないということを確認すれば足りるということにしたのであります。その点は現行法よりよほど營業者としては楽になつたわけでありませぬ。

第二十二條の無償回復の問題であります。これはやはり古物商におけると同様でございます。大体古物商なり質屋營業者というものは、贓品を扱わないようにしなければならぬ、その努力をなすことは當然であります。万一贓品があつたという場合には、一年間を限つて無償回復を認める。この前はたしか二年となつておりました。これは古物商について前々国会において通りましたときに一年となりました経験にかんがみ、今回これをやはり一年としたしまして、現行法より緩和したのであります。

立入りにつきましては、この法を適正に執行するにあつて、その監督のために立入りをすることには、必要やむを得ないものがあると思ひます。もちろんこれをお話のように濫用するということには、決してこの法の精神ではありませぬ。いわばそれは濫用で、この法がねらつておるのは、この法の適正な運用上、必要な場合において立入りすることになつておるわけでありませぬ。

**○立花委員** 拒否することができぬか  
**○武蔵政府委員** 立入りの拒否をしました場合には、三十三條に罰則がござります。

**○立花委員** 先ほど申しましたように、立入り及び調査は犯罪があると思つてやる者はないと思つておるが、かいつてに立ち入ることができるといふ規定をして、それを拒否したら罰するということでは、これはあまりにおかしいと思つておる。これは質問をして、何か悪いことをしないのに、ただ返事しなかつたから罰金だ、体罰だといふやうにやられたら、たいへんなことだと思つておる。こゝろは罰則を付した條項をおつくりになるから、これを利用して晝飯を食ひに来るやつが出て来る。

**○武蔵政府委員** 立入りについては罰則がござります。しかし質問に対しては答えなかつたからといつて、罰則の規定はござりませぬ。私の言葉が足りなかつたと思ひます。なおさらに申し添えますが、この立入りはこの法の運用上必要な場合の立入りであります。従つて犯罪捜査等の場合にこれを適用するということは許されませぬ。その場合に於いては刑事訴訟法の手続によるべきものであります。

**○立花委員** もちろんこの法律の條文中にあるから、この法の執行に必要な立入りだと思ひますが、それでも犯罪も何もしないのに、立入り及び調査を規定して、それに従わなければ罰則だといふのは、これはあまりひど過ぎるじやないか。こゝろは、たゞこの法案自体が質屋の營業法ではなくして取締法たるゆゑんがある。だから質屋さんが悪い者だといわれてもしかたがないと思つておる。犯罪を犯して検事がお調べになるという場合でも、黙秘権がある。この点はそれと逆である。こゝろは、人の考え方が、反民主的であり、人

民を上から押しつけて行くという考え方が現われておる。確認の点でもさうです。確認という簡單な字をここに書く取らないはずだから、確認しなければ受取らないはずだから、確認したことに對して責任を持たされるのかどうか。その点はつきりしてもらいたいと思つておる。

**○武蔵政府委員** 立入りについて重ねてお答えいたします。立入りというものは、この法がほんとうに適正に運営されていくかどうかというところを、確認したために必要なことでありまして、何もこの法律だけではなく、他のすべての規定において、この立入りの権限が認められておるのではありません。それから確認の問題であります。これは先ほどから申し上げてまいりますが、これは先ほどから申し上げる通り、質物をとらうとする場合それか学生証を見せてもらふ。それだけ努力をすればよいので、それがはたしてせものかどうかということも、突つ込んで調べてみるということでは、やつていただけはなかつたことではあります。そこまで強いるつもりはありませぬ。とにかく營業者として普通の確認をすればよいわけでありませぬ。

**○立花委員** なか／＼微妙な点でござります。私、おつしやるように、立ち入り及び調査をやることのできるという規定ならばよいと思ひますが、それに罰則をつけることは問題だと思ひます。立入り及び調査をすることができるといふのは、やはり業者と人間の相対的におやりになるのならばこ

ですが、これをやらないからといつて、別に犯罪も何もやつていないのに取調べに行つて、それを拒否したら罰則だといふのは、人間として對等に扱つていない気がするもので、その点お改めになつてはどうかと思ひます。立入り及び検査ができるという規定はつておるが、それに罰則をつけるといふことは行き過ぎだと思つておる。だからこれは拒否権が行使できるというふうにやつていただいたらいじやないかと思ひます。それから無償回復ですが、善意で質にとつた場合もこれを無償で回復することを求めることができると思ひますが、ここに規定されております。手續が完備しておりました。その上で起りました場合は、やはり何とか救済の道を講ずる必要があるではないか。善意で手續を完備してやりました場合も、なお無償で回復するということには、これはやはり行き過ぎではないかと思ひますが、どうですか。

**○武蔵政府委員** 重ねてお答えいたします。帳簿がほんとうに適正につけられていくかを検査するための立入りをこばむようなことがあつては、適正な運用ができないと思ひます。かような場合に罰則がついておるのは、この立法法において同様でありまして、これが特別に苛酷に過ぎておるというふうには考へませぬ。それから確認の問題であります。これは一方において業者の取引の安全という点、一方においては盗難にかつた被害者の立場も考へなければならぬのであります。しこころは、かような贓品を扱わないように相

當の注意をする義務があるものであります。營業の性質上特に注意をしなければならぬ。業者はこゝろのうものについては専門家、相当知識経験を持つておられるのであります。従つてこれについては相當の注意をしなければならぬことになつておる。従來の法においては二年間となつておつたのであります。それが、それではあまりに業者に苛酷に過ぎるというので、今回はこれを一年に短縮した。従つて業界から見れば、現行法よりも非常に有利な規定となつたやうな次第であります。

**○立花委員** 他の條文にもこゝろあるからこゝろやつたという御説明で、どうも議論の餘地がありませんので、私の言つたことを参考に聞いていただいで、これで終りたいと思ひます。

**○川西委員長代理** 先ほどの大泉君の發言中、不適當と思はれる個所がござりますので、委員長においてその点を削除したいと思ひます。本案に對する質疑は後日續行することにしたします。

**○川西委員長代理** これより地方税法案に對する質疑を続行いたします。最初に本多國務大臣から、先般の委員会における立花君の質問に對し、發言を求められておりますから、これを許します。本多國務大臣。

**○本多國務大臣** 一昨日の委員会における立花さんの質問に對して、よく調べてお答えいたしましたと思ひます。御標準税率である場合と、必ずしも標準税率によらなくてもよい場合とあることは税法上はつきりしておるのでこ

一五

ざいます。すなわち財政上特別の事由がある認められた場合には、標準税率に  
率の本質であります。それが標準税率  
率を制限税率の範囲内において適用す  
ることができなかつたという問題で  
あつたのでございます。これに對して  
私は、市町村民税の中の所得割につ  
て、必ずしも禁じておらないのであり  
ますから、そこに財政上特別の事由が  
あり、さらにまた公益上そうした方法  
をとることが必要であると認められた  
場合には、地方団体の決定によつて、  
累進率でやることも、決して法律はこ  
れは否認しておらないというような消  
極的な答弁をいたしましたのでござい  
ます。それに対してむしろ積極的に、そ  
れでは累進率でつてもよいのかと念  
を押さずまして、研究をいたして答弁  
をいたしました。常に消極的な態度で答  
弁してございまして、お話しに、とる  
ことができると思ひます。ということ  
を申し上げたと思ひます。それらの点に  
つきまして、一括してこの際御答弁申  
し上げておきたいと存じます。前會、  
私及び次長から答弁申し上げておりま  
したその根本概念には、少しもかわり  
ないのでありますけれども、さらにこ  
の際これを明確にしておいた方がよか  
ろうと考へられますので、御答弁申し  
上げたいと存じます。私どもがこの問  
題に關して常に消極的に、必ずしも法  
律は禁じておらないということをもつ  
て、お答えにかえておりました事情  
は、一に地方団体に財政上の特別な事  
由があり、公益上それを必要とする場  
合というようなきを考慮しなければ  
なりません關係と、さらにまた同じ標

準税率でありましたも、私どもとい  
しましては、法律は必ずしも禁じてい  
ないけれども、累進税率等によること  
は不適当と考へられるものもありまし  
たために、禁じていないというような  
答弁をいたしておつたのであります。  
まず市町村民税について均等割につ  
てはどうかというお話があつたのであ  
りますが、これに對しましては均等割  
という性質からやはり一本税率で行く  
べきものと考えられます。さらに所得  
割につきましては、御承知のように所  
得割は前年の所得税額を標準とするも  
の、さらに課税所得額を標準とするも  
の、課税所得額から税額を引いた税引  
き課税所得額を標準とするもの、この  
三者を選擇するよになつておるので  
ございまして、第一の所得税額を課税  
標準とする場合、この場合も累進税率  
を適用することが財政上特別の事由が  
あり、公益上必要であるという点から  
地方団体がこれを實行される場合、法  
律は必ずしもこれを否認してはおらな  
いのでありますけれども、われわれとい  
いたしましては、所得税そのものが累  
進税率で算定せられておりますから、  
これに累進税率をさらにかけるとい  
うことは、適當であるまいと考へるも  
ありましたために、必ずしも禁じては  
いないのでありますけれども、やはりこ  
の際政府としては、そういう場合には、と  
つてもよろしいということも申し上げ  
かねておつたのでございまして、ただ  
いまも申し上げましたような條件がそ  
つた場合には、やはり得ることは法律が  
禁じておらないのでございまして、認  
められますけれども、やはり適當では  
あるまいという考へは、はつきりして  
おきたいと存じます。これは法律の範

囲内のことではありますけれども、そ  
の範囲内における私どもの意見として  
御了承願つておきたいと存じます。  
その他所得額を標準としてとる場  
合、税引きの課税所得額を標準として  
とる場合、これらの場合におきまして  
は、所得税額を標準としてとる場合に  
比較いたしました。累進税率を適用す  
ることの不適当であるという、その程  
度は相当緩和されて来ると存じます。  
でありますからこの場合におきまして  
は、公益上の理由あるいは財政上の理  
由によつて所得額を課税標準として累  
進税率を適用するということも、法律  
はもろろんこれを否認しておりません  
し、また課税の方法としても必ずしも  
不適当ではないと考へられます。しか  
し、そうしてとることがよいのだとい  
うことまでは、私どもの方で申し上げか  
ねるのでございまして。さらに附加価値  
税についてはどうかという御意見で  
ありましたが、これも法律は必ずしも  
標準税率によらなければならぬとは  
なつておらないのであります。財政  
上特別の事由があり、さらにまた公益  
上課税標準税率によらないことが、適  
当と認められ、不均二に課税した方が  
當であるというふうに考へました場合  
には、地方団体に對して、これをやる場  
合に法律は禁じておらないのでござい  
ますけれども、しかし、そうすることが  
適當であるかといふこと、私ども  
もといひました。この附加価値と  
いふものは、その附加価値の額に大体  
負担力というものが正比例する性質を  
持つておるのであります。附加価値  
の金額に累進的に税の負担力という  
ものがあるものではありませんから、

やはり附加価値税については標準税率  
の上下に税率が行くといひましたし  
も、一本税率で行くべきものであつ  
て、累進税率とするのは不適当である  
という考へを持つておる次第でありま  
して、法律の禁じておらない点は先ほ  
ど申し上げた通りでございまして、け  
れども、それではとつてもよいのだと  
考へべきだといふことは申し上げられ  
ないといふことを御了承願ひたいと存  
じます。  
○立花委員 どうもおかしいので  
す。あなたの考へとか、政府の方針と  
か、そういうものを聞いておるのでは  
ない。法案の解釈の問題なんで、あ  
なたがそういうお氣持だといふことは  
わかりませんが、法案の解釈として  
はどうかといふことを聞かせていただ  
かないと、はつきりしないと思ひま  
す。  
○本多國務大臣 私が今申し上げまし  
たように、法案の範囲内において、財  
政上の特別の事由があり、公益上これ  
を必要とする認められた場合にはやり  
得ると考へます。  
○立花委員 けつこうです。それでは  
地方で自由にやられる場合に、中央の  
許可を要するかどうか。  
○本多國務大臣 許可を要しません。  
○立花委員 この問題に關連して、あ  
とでこの法案を修正なさるようなこと  
はございせんか。  
○本多國務大臣 それは来年度以降で  
すか。  
○立花委員 いや今固です。  
○本多國務大臣 今のところはまだ考  
えてありません。しかし国会の方でそ  
ういふことを明確にされるような意見  
でも出ました場合は、政府の意見と一

致すれば、なおその意味を明確にする  
方向ならば、それはさしつかえないか  
と思ひますが、政府としては今考へて  
おりません。但し固定資産税について  
も、お話のような問題が起きて来よう  
と存じます。この固定資産税は、本年  
はちやうど一定税率でとることになつ  
ておりますので問題はありませぬけれ  
ども、来年度以降のことにつきましては  
は、本年度の実施の状況等を考へ、さ  
らに今お話の累進税率等が問題になる  
ようでありましたら、その点も研究い  
たしまして、来年度についてはまた研  
究の結果、必要があれば考へいたした  
いと考へております。  
○立花委員 ぜひこれはそういうふう  
に幅のあるものにしておいていただき  
たいと思ひます。と申しますのはやは  
り本多さんが言われておりますよう  
に、地方でも議會がございまして、  
めちやなことはやらないと思ひますの  
で、幅のあるやり方をやつていただき  
たいと思ひます。と申しますのは、す  
でに私も請願書を受取つておるので  
す。東京の北多摩郡の村長さんたちが  
来られまして、請願書をたくさん持つ  
て来ておられますが、住民税について  
均等割を低くする、所得割は免脱点を  
設け累進とする。納税にあつては分  
納を認める、こつた村会の決議で、村  
長さんがここに来られまして、各党に  
もお渡ししたはずであります。それか  
ら大分前に兵庫県の尼崎、芦屋、西宮、  
伊丹、この四つの市が市會で決議されま  
して、議長さんたちがおいでになりま  
して、累進の問題について請願書も出  
ておるはずであります。これは全国的  
に呼びかけるのだといふように申して  
おります。特に尼崎市のように低額所

得者の密集しておりますところでは、やはり住民税が一へんにはとりくに、腰面の上ではふえるけれども、実際上はなか／＼とれないという形が出て参りますので、やはりとれる形にした方がよいであろうということで、四つの市の市会の決議として持つて来ておるわけでありませう。こういう要望が実際に地方にも自発的に生れておるわけでありませうから、ひとつそういうように幅のあるようにおきめ願いたいと思ひます。

○吉田(吉)委員 ただいま立花委員からの質問にもありましたごとく、過日この問題につきましては、阪神間の四市の市会の諸君が陳情に参りまして、本多國務大臣にも、また荻田次長にもお会いいたしました。るる意見を承つたのであります。先般の委員会でも私この点につきまして質問申し上げまして、先ほどの消極的な御意見の御回答を得たものだと思つております。それによりまして、均等割も所得割も適当な制限を越さない範囲内においては、等差をつけても大体違法にはならない、さしつかえなからうという御意見を承つたのであります。従つて四市の方々もそうした方向に進んでおるだらうと思ひます。今日國務大臣からの説明を承りますと、均等割の方は読んで字のごとく均等割だから、この点は幅を持たすこととはどうかと思ひますが、所得割の点については、もちろん法の精神と申しますか、法の表現の仕方から申しますと、私たちの解釈から行きますと、やはりこれは等差をつけるという事はいけない。法の表現の仕方すなわち精神、この前は御承知の通り、現行法は大休市町村に七

百五十円という額に、納税義務者の数を乗じて、大体その市町村に課税するところの総額を定めて、その総額の範囲内において、所得割あるいは資産割、均等割によつて適当に條例によつて累進課税を考へておつたのでございませうが、今度の條例によりまして、直接納税義務者に対して、均等割幾ら、あるいは所得割幾らという事をはつきりとうたつておるわけでありませう。従つて私たちの法の解釈から行きますと、当然等差をつけること自体が間違つておるのではないかと、かように私は考へるのであります。しかしながら地方の実情によつて、多少等差をつけることは、制限を越さない以上においては、等差をつけることは、あえて違法でないというふうに御解釈でありますので、私もそつだと思つております。従つて所得割も均等割も同じような解釈のもとに、もちろん均等割という字の解釈から行きますと、等差をつけることはどうかと思ひますけれども、均等割といふことも、標準税率つまり制限の税率を一応設けられておる以上は、同じような解釈ができるのではないかと私は考へる。従つてこの点について、もう一応均等割はどうしてもいけないという、政府の解釈をはつきりしておかれて、そつして所得割の点についてはもちろん、根本的な原則としてはいけないけれども、その自治体の特別な事情によつては、これはやむを得ないという事を、一応この際をはつきりしてやらう必要もあると同時に、各市町村に対して、政府の方針というものをはつきり明示していただ

常に近いのじやないか、かように思ふ次第であります。この点について承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 均等割につきまして、これは一本税率でなければならぬ、均等のものでなければならぬと考へます。でありますから、均等割に累進税率の差等を設ける複雑な課税方法は、法の期待してないところだと考へております。但し六條の規定にもありますように、公益上その他必要なる理由があつて、必要な場合にはどうしようというのに限つて、特に均等割を減額するとか、あるいは増額するとかいうようなことは、その公益上の理由その他必要から生じて来ることでありませう。従つて、その理由に基く負担の不均衡等という事は、法の認めておるところでございませう。どこまでも均等割は、原則は均等割という平等な金額の負担であるという方法による、但しこれも標準税率でありますから、その金額を幾らにするかということ、上下があるわけでありまして、自由でございませう。しかしただいま申しました公益上その他必要がある場合と、この場合をどう解釈するかということについては、相当それ／＼意見があることと存じますけれども、それが立花さんの言われるように、非常に複雑にこれを各階層等にあてはめて解釈するということになれば、それもまた公益上必要な理由が必要であるということに解釈されれば、そういうことも生れて来るかもしれませぬが、そこはただいまもお話のありました通り、地方の自主性によつて、客観的な条件のそろつてゐる場合合しては、おきかえ

と、別々に計算されるのでございませう。それとも市町村民税一本やりでおやりになるのでございませうか、この点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは同じだと思ひます。均等割も標準税率で計算をいたしますし、市町村民税もやはり標準税率で計算いたします。そうしてこれを合計したものが市町村民税になるのでございませう。

○立花委員 関通いたしましたして、实例がすでに一つあるのをごいませう。四國の準平でございませうが、ことしから八十から九十の階層にわけまして、累進をやつておられます。今までは六十から八十の階層をわけまして、累進をやつておりました。そうして大体町の町民税の半分は、大きなところは十五軒ぐらゐの宿屋で持つておるようでありませう。こういう实例が、すでに地方の民衆議會で決定されて実施されております。ところがこの法律ができました場合に、そういう均等割については累進的なの、もうすでにやつておられますものをやめなければいけないのか、これは純理論的に申しますれば、やつてもいいんですから、地方がすでに自主的に何年も前からやつておる、地方の累進的均等割をやめねばならないのか、こうした地方では、實際それに満足してやつておるのでありますから、できればこれはお認めになる方がいゝのではないかとと思ひますので、この实例について、ひとつ御意見を伺つていただきたいと思ひます。

○立花委員 最後を念を押しておきませうが、そうしたら均等割の方で、標準税率に達していません。それは問題ではないわけですね。全体として問題であつて、均等割の方が標準税率に達していません。さしつかえはないというわけですか。

○本多國務大臣 大体において意味が一致しておると思ひますが、たゞ特定の税においてこの標準税率に達していません。総額において税が減つていない、標準の徴収額をあげているというふうな場合には、平衡交付金には影響がないということになります。



個人課税に集中しておりまして、大企業等が相当の利益を公共団体から受けておつても、欠損という事でほとんど税金を負担しなかつてもよいという状況にあります。こういふことでは地方財政の基礎を確立することもまづたかできないのでございませう。今日までの事業税の不均衡を是正する、さらに地方財政の基礎もこれによつて確立する、という三つあたりが、重点的なところではないかと存じますが、そうしたところから、これはぜひともこの際やらなければならぬ改革であると存じます。事業者によつては所得が少いために、あるいは欠損であるために、いろいろ事情はあることとは存じますけれども、しかし原則としては、附加価値に比例して利益というものはその内容にあるのが普通でありまして、附加価値税に切りかえますことによつて、全体として事業者の負担がどうなるかと申しますと、今までの事業税法をそのまま施行するといつたしますと、二十五年には特別所得税と合せて六百五十億くらいになるだろうと存じます。それが今回の附加価値税は四百十億でございまして、全体としての負担は軽減される次第でございませう。しかし個々の納税者におかれましては、それ／＼負担の変更がございませう。しかしその負担の変更は、これは税制の根本改革という点から、やむを得ざるどころでありまして、それがはなはだしく極端にむりでない限りは、この際どうしても断行すべきである、いわゆる負担の均衡化である、かようにひとつ踏切りをつけて進みたいと考えておるのでございませう。

○床次委員 たいだいまお話の三つの理由をおあげになりまして、事業税よりも附加価値税がこの際いいのではないかと、思い切つてこれを断行しようといふお話であります。従来、事業税を本年度もとるとすると、お話のように六百四十億ですか、今度の附加価値税と比べて約二百億ばかり余裕ができるわけでありまして、かりにこの二百億の減税を従来の事業税の悪いところを是正するために使うといふことをお考えになりますならば、御懸念のようないことはなくなるのではないかと。相当いわけの不均衡なものは、二百億の余裕をもつて是正し得るような気がいたすのであります。これは意見の差かもしれませんが、大臣の所期しておられる目的にも合うのではないかと。なおこの時節の要動による、あるいは新しい制度の切りかえによる、大きな影響というものを、避ける得るのではないかと私もは考へておりました。

最後は結局見解の相違になるのかも知れませんが、事業税をこの際相当是正して行くといふお考えと、附加価値税をとるといふことと、どちらをおとりになるお考えか、この点を伺つてみたいと思ひます。およそ四百億の財源を御希望のようでありまして、その場合に、二百億でもつて従来の事業税を是正して使つて参りますならば、比較的悪影響は少ないのではないかと、私の考へ方でありませう。

○本多國務大臣 ごもつともであると思ひますが、事業税は純益課税という建前をとつております関係から、大企業に対する課税がまことに軽きに失しては重くなつておると考へられませう。ただ個人の小企業に対する面を減税という事で均衡がとれるかと申しますと、もうこれは根本的に附加価値税の方式に改めなければ、とうてい二百億程度の今の個人事業者に対する軽減等で、均衡化しようといつたしては、困難であると思へられます。従つて今回のこの附加価値税と事業税法を比較いたしますと、個人企業の面が總体的には減税になりまして、大企業の面が少しく税金がふえる。これによつて均衡がここに保たれるようになるのではないかと考へられます。お話のように、今の事業税法のままでは一方を軽減するといふだけでは、均衡化は困難であると思へておりました。

○床次委員 たいだいまの点は少し私まだ承服し得ないような気がするものであります。二百億の財源をもちまして、現在の事業税におきまして欠点を是正するといふ行き方、特にこれは個人小企業につきまして、これが是正をやつて参りますれば、小企業の負担が重いといふ点は、十分に直し得るのではないかと。ただ大企業はどうかという点については問題は残るかと思ひます。しかしたいだいまの問題は意見の相違のようには考へますから、この程度にとどめたいと思ひます。

もう一つ伺つておきたいのは、今日までたび／＼質疑があつたのであります。評価の問題につきまして、政府委員の御答弁には、適当な評価をするといふお答えが多いのであります。評価の問題につきましては、あるいは評価委員の問題、あるいは評価委員の今後の活動にまたたければ、明瞭にならないといふことと思ひますが、それにいたしまして、

でも、どんなふうな評価がされるかというところが、実は納税者として非常に大きな懸念を持つておられるわけでありませう。今日多くの事業者がいろいろ陳情をしておりますのも、評価の仕方によるのだと思つておられます。昨日でありましたか、萩田政府委員からお話があつたのですが、電気事業につきましては、十分その収益力というものを認めて、固定資産の評価をする。これはやはり陳腐化その他将来財政委員等においてこまかいことを指示することと思つておられますが、かかる重要なことが法案にははつきり出しておらない。むしろある程度まで評価の基準というものを法律に書かれる方がいいのではないかと、これを書くことが非常に困難かもしれませんが、これを明瞭にすることが、われ／＼の疑問を掃蕩するゆゑにだと思つておられます。何かこの点に對しまして、政府のお考えはありませぬでしょうか。

○萩田政府委員 御説のように、非常に詳しくこの法文中に評価の根本を書くことも、一つの考へ方かと思ひますが、何分にも千差万別の対象がございませうので、むしろこれを書けば書くほどわからなくなる。適正な時価といふ言葉によりまして、これも一つの地方団体みずから課税いたしますその自主権、これにまかせた方が適当だと考へておられます。ただそのまかせればならず、非常に全国不均衡になつて参りますから、新しく定めます地方財政委員会におきまして、適正な標準を全国的に指示したい、こういう考へで立案したのであります。

○床次委員 もう一点簡単に尋ねたいと思ひますが、附加価値税につきました、各業態に對しまして大体三種類にわけて課税してあります。昭和二十五年に對しましては特別なお扱いをしておられるのであります。各業態の内容を見参りますと、かなり差が多いのであります。二十五年の特例においていろいろ課率を少しややくしておられますが、もしもほかの業種につきましても、将来の基準をいたしまして、もう少し詳しい段階をつけて、その業態々々に合うような課率をつくりましたならば、よほどこれは納税者の立場から見まして安心ができるのではないかと。自分の業態の実情がよくわかつておられるのだという気がわかつておられます。またある程度まで適正なしんじやくが行われていくといふことが、すぐわかりやすいと思ひます。できれば、法律の課率におきまして、それ／＼で詳しくお書きになることの方が、こういう税法といつたしましては、適切なんじやくないかという考へ方を持つておられます。ただたいだいまの固定資産税のいわゆる適正評価といふ問題についても同様なことでありませうが、今年にこれだけ詳しくお尋ねなされる時間がない。非常に広汎な法律になつてしまつたものだから、やむを得ずこの程度でもつてとどめたといふのは、これは私ははなはだ惜しいことでありまして、ぜひともやはりできる限り詳細に法律をお出しになることの方が、いいのではないかと考へておられます。そういうことが技術的に可能かどうか、その点をこの機会に伺つておきたいと思ひます。

して三種にわけておるのであります。このわけ方につきましては、あるいは理念上からまづたくくつかないようなわけ方になつておる面もあるように見られます。むりからぬことであらうと存じます。さらにこれを何段かに区分し、同じ附加価値であつても、その負担力の等差を考へて、税率も何段階にして行くという事は、さらに今後研究すべき問題ではないかと私も考へておられます。ただたゞいままでの研究では、大体事業別の附加価値の負担力等を考へ、三段階に決定したのであります。たとえば第三種というところへ、新聞事業などという、似ても似つかないようなものが入つておるといふようなことも、不自然なように感ぜられますけれども、その程度の税率で均衡がとれるということならば、やはり種類をあまり多くわけるとも、そこに統合しておいた方がよからうといふような便宜的な観念も、実は入つておると思ひます。さらに第一種の事業等につきましても、その見方をすれば、もう少し勘案する余地もあるかと思ふのであります。これは将来の研究にいたしたいと考へておられます。

審議の内容、あるいは大臣の答弁等が、きわめて敏感に地方に採用される。ことに地方税法に至つては、地方公共団体全部が大きな影響を受けるものであります。他の委員会とは違つた性格を持つておると私は思ふ。そこで先ほどの立花君の質問に対する大臣の答弁では、この住民税の所得割の累進課税という事は、できるとかできないとかいふようなあいまいな答弁をなされておる。これはまことに私も遺憾にたえないのであります。今日の地方自治体については、私も是非に自治の強化を要望しておりますけれども、まだ、何といつても、長い間の中央政府への依存性から脱却し得ない。あるいは府県に対する市町村の依存性が、まだ脱却して来ていない。この自治の運営に当る理事者ももちろんのこと、あるいは議会においても、やはり住民の意思が、必ずしもそこに正当に反映してない。あるいは感情によつて、あるいはいろいろなことによつて、議会の運営が拘束されておる。これはやはり中央政府が、一つのしつかりした法律をもつて指導しなければならぬのじやないかと思ひます。地方公共団体の議会というものは、税負担の責任と、あるいは議員に対する議会運営の立場は、必ずしも一致してない。例外的なところもありましようけれども、ともかく税の負担と、いわゆる議会の立場というものは、まことにちがはぬ場合が出て来ておる。そのうちの場合において、やはり財政上へむりが生じて来る。むりなところへむりくつをくつつけて、いろいろ財政上むりな徴収を行つておるといふことも現われて来ておる。こゝろを考へたときに、やはり中央政府として

えたときに、やはり中央政府として、この法案を国会で審議する場合には、特にひとつその精神ともなるべき法案の内容について御注意を願ひたいと思ふのであります。また住民税の問題に關しては、いろいろとあとで質問をいたしたいと思ひますけれども、所得の累進課税だけは中央で行つておるのであるから、これは地方では絶対にやるべきではない。こゝろを私は要望しておきます。また政府におきましても、その立場において、しかるべき御答弁を願ひたい。議員の立場としては、おのの地方的な質問、あるいは地方的な意見はありますけれども、特に政府の方においては、がつしりとした一つの政策はおとり願ひたい。反対の議員ならば、何を言つても、どうせ法案そのものに対する反対でありますから問題になりませんが、私は党の立場において、賛成するものでありますから、その辺も慎重に御考慮願ひたいと思ひます。

主権の範囲内において、これが適正に運営されるように指導したいと思ひ考へておるのであります。

○立花委員 私は本日大蔵大臣への質問ができませんでしたので、あすの大蔵委員会との合同審査会で、ぜひ大蔵大臣に出たいと思ひます。

○川西委員長代理 その点は必ず御相談願ひたいと思ひます。

なおこの際地方税法案についての公聴会における一般より申出の公述人の選定について、お諮りいたします。一般の公述人の申出期限は、昨六日において締め切つたのであります。時間的関係もありますので、本日その公述人を選定したいと思ひますが、これは都合により、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○川西委員長代理 御異議なしと認め、さよう決します。

なお引続きこの際消防に関する小委員の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち消防に関する小委員であります川上房太郎君及び池田峯雄君が、それ／＼三月十一日及び三十一日に委員を辞任されて以来、欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと思ひますが、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○川西委員長代理 御異議なしと認め、川上房太郎君、池田峯雄君をそれぞれ指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつて通知いたします。

午後四時四十八分散会

〔参照〕 競犬法案起草に關する中間報告書 競犬法案起草に關する件について、三月二十九日本小委員会において、参事人高橋是彰君、廣瀬友喜君、渡邊正蔵君及び金田龍尚君よりそれぞれ意見を取上げたので、その概要につき、茲に報告する。

昭和二十五年四月七日

競犬法案起草 野村專太郎 草小委員長

各参事人の発言要旨は、大体左の通りである。

内外通商株式会社社長高橋是彰君 私は長く英国に留学して居りました関係で英国に於ける競犬のことを引いて御参考に致します。競犬の発祥の地は英国「ヘンドン」と聞いて居ります。此の競犬は非常に大衆的であること即ち馬を持つのと異なり犬を持つこととは大して金もかからず誰でも犬が持つて自分が徒弟として工場に働いておつた時も職工の中に競犬用の犬を持つて楽しんで居つた者が数人も居りました。又競輪や自動車或は自動自転車競争と異なり人間がこれをしてやるものでなく全く、犬をして小型電車で付けた網の後を追かけさせて走らせるので、各犬が全力を出してやり人がこれを早くしたり遅くしたり操作するものでないだけに其の「レース」は全く公平に行はれるところに又大衆が魅力を持つ所と思ひます。故にこれを所謂誘導式の方法でやるのなら大いに結構なことと思ひます。

此の誘導式に用ふる小型高速度の電車も日本の現在の技術で充分出来まます上にこれは又高速度電車の研究のため

に大いに為になることと思ひます。

使用犬の事に關しては「グレイ・ウ

ンド」種等が最過でありませぬ。然

し最初多少のものを輸入すれば数年の

うちに相當にふえることと思ひますし

此の競技が始めば多数の外国人が此

種の犬を自国から入手するとも考へ

られます。それで始めの内は日本に居

る「シエパード種」や「ドーベルマン種

又は「エアデル種」を用いても充分

「レース」が出来ますから輸入犬の方を

ばつ／＼やればよいと思ひます。

犬を馳使することになりはせんかと

の御質問ですが「レース」は犬の全精力

を出し限る距離の七・八〇％位の距離

しかやりませぬから決して馳使するこ

は思はれませぬ。又「レース」の爲訓練

も軍用犬や警察犬を訓練する様に犬に

苦痛を感じしめるやうな体を無理にお

どしつけて取らせる様なことは少しも

必要がなく犬の本能の一つである走る

て発達したことに非常に興味を持ち文

献上の研究もし又実際に見附して参つ

た次第であります。

このドッグレースは競馬などと比較

しましても人為的操作の面が非常に少

いのであります。地方競馬等に於て度

度騎手と勝負投票とのなれあいレ

スが先行はれ騒擾事件を起している事実

は既に御承知の通りであります。これ

は要するに人の介在する面が大きいか

らであります。競馬はさておくとしま

しても現今行はれている競輪は「かけ

の対照としてはどうしても無理で八百

長レースだと言つては騒擾の限りを盡

しているレース場があります。これ

はさうなるのがあたりまへであつて公

平なるレースを期待する方が無理であ

ります。競輪選手を前にして腕ぶしが

強さうだとか脚が大きいとか小さいと

か言つて人間をまるで動物的な見方を

して批評し合ひ車券を買ひ求めて「か

現在競馬、競輪が行はれていてかか

る興味あるドッグレースが行はれない

と言ふのは如何なる理由によるもので

ありませうか。

又一方競後吾が国に於きまして政府

及び地方自治体発行の宝くじ等々が発

売せられ相當の成績をあげていますが

開頭はこうした官制以外の地下に

もくつた非合法の賭博にあると存じま

す。之等の賭博に於ては小は煙草一個

から大は数万円に及ぶ賭金は総額に

して数百万の資金が回轉していると推

定せられているのであります。これは

總て課税の対照として捕捉し得ないも

のであります。之はいかに法律で嚴禁

しても（現に禁せられてはいるが）又嚴重

に取締つても更に功妙に地下にもくつ

て益々發展をきわめかつ跡を断たな

いのであります。これは要するに本能

的に賭博気分と言ふかスリルと言ふか

射撃心と言ひますか、こゝろした気分が

のレース場を観光地、港湾都市等にス

マートで大規模のものを建設しこれを

国際交歓機關に利用せしむるならば進

駐軍將兵其の家族の慰安場となり得る

は勿論外客の長期足とめ及其の誘致

の一助ともなりこれ等より獲得し得ら

るの外貨は決して少ならざるものが

ありと信じます。

以上簡単に所見の一端を申述べまし

たが競馬競輪が施行せられていゝ現在

これらより以上に公平にして興味ある

ドッグレースがいけない理由は何処に

も見出し得ないのであります。時期尚

早と言ふなれば特定の市（法案の）六ヶ

所か或は東京都及大阪市二ヶ所くらひ

にモデルレース場を開設し市民の批判

に問ふてもよいと考ふるものであり

ます。

東京都主税部第一課長 渡邊 正藏君

一、私は財政のうち主として税政を担

当して見ますからこの立場から見解

の税政担当者の立場から言ひまする

ならば政府の基礎数字が動かないも

のとして考へますと、府県収入の

大宗を為す附加価値税を例にとつて

見ましても、政府の庶幾しておりま

す現年度八二％の納納繰越して八％の

徴収は、全く不可能事であらうと思

ひます。目下の状態では収益課税で

あります。且下の事業税におきまして

すら全国八〇％は困難であらうと

いう見透しを持つて居りますが、赤

字企業であつても附加価値税は課税

されるわけであり、しかもこの経済

情勢下におきましては七〇％程度ま

でゆけば一応成功と考へられるわけ

でありまして、結局一〇％程度の赤

が出ることは必定であります。予算

では恐らく全国で五〇億程度落ちる

ことになるのではないかとと思ひま

す。随つて地方団体としましては、

適切な財源がありませんならば、空

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

二一

層がズレているものと考えられますし、またそう言うように対象を把むべく努力すべきであらうと思ひます。

また、失業者の心構えを投機的にするという点であります。その点には確に欠点の一つと考えますが、それは、この種投機性を帯有するもの一般について言ひ得ることであらうと思ひます。

四、之を要するに、ドッグレースも短所は有して居ると思ひますが、地方団体の財源充足について種々御考慮願つておきます。現状におきましては、競輪、競馬同様認めて頂けば、それだけ地方団体としては良質の行政を行うことができるものと信じて居ります。

技術家 金田 龍尚君

私は御紹介にあつかりました金田でありました。前口述者と重複する意見を除いて陳致したいと存じます。疑問が出ましたら説明後御質問下さい。

私は總体的結論を先に申し上げますと、賭け事を許可するのならば、その対象として人間を使用することは絶対反対であります。而し智能的に優秀な動物を対象とする事は賛成であります。

先づドッグレースの意義並に施行方法に依る賛否に就いて意見を申し上げます。皆様の御考へになつて居るドッグレースとは如何なるものを云うて居られるか、私はこの問題に就いて皆様の中でも多少誤解されて居る方があるのではないかと考えられますので只今からドッグレースと云う言葉を使用しませぬ關係上敢て一言申上げて意義を明か

にしたいと存じます。即ちドッグレースと云うのを直訳しますと犬の競走と云うことになりませんが、単に犬を走らせることより事は出来なは真のドッグレースと云う事は出来ないと私は考へて居るのであります。

而らば真のドッグレースと云うものは如何なるものを指すかと申しますに「犬がその全力を盡して側目もふらず走り得た時」が真のドッグレースと称する事が出来るのであります。

では此の状態に競走犬をもつて行くには、如何にしなければならぬかと云う問題になるのですが、それには誘導装置の完備した競技場で走行させる事によつてのみ、満足されるものであります。略称「誘導式」と称して居りますが、此の方法によつて施行されるレースならば、私は賛成と申上げることが出来るのであります。然し、單に犬の名を呼んで、直線コースを走りさせる所謂「呼名式」のものであるならば如何に、御提示になつた法案を適用するとしても私は絶対に反対と申上げる次第であります。その理由は、前述の如く犬が全力を盡して走行する事が出来ないからであります。又、レース中の養生事故の性質度合等が賭け事の対象として慎重味が足りないからであります。而かも全力を出し切らない所に誤解が生じボスの意志が介在する隙が生じ易いからであります。此のシステムは調教上の一段階でありレースとして施行される最終段階ではないからであります。結論として、賭け事の対象として「誘導式」のものを用いるならば競馬、競輪ハイアライ等に比較して其の内容から見て数等高くかつても良いと考へる次第であります。

次に、上述の如く、方法論としては一応是なりと称する事が出来ても、日本に於て施行し得るやと云うことを考へて見なければなりません。更に日本に於て施行した方が良いかどうかと云う点を検討して見なければなりません。先づ日本に於て、一体ドッグレースを施行し得るかの問題に就いて意見を申上げたいと存じます。此の問題は二つの面から検討して見なければなりません。即ち技術的にみて資材と咬み合せて施行し得るやと云う事と特別法が設定され得るやと云う事でありませぬ。

技術的には外国に劣らぬ優秀な設計が完了し、資材も取得する事が出来ますので、尙、新案特許も認められ、国内一流メーカーとしても製作可能と云う結論を得たので技術的な面は大丈夫と云う事になります。

特別法の設定に関しては、事前討議が完了して、当局の承認を得なければならぬ事になるでせうが、輿論と競技の優秀性を認めて戴ければ世界各國で古くから（十八世紀）行はれて居る競技ですから是れを否定されることはいふ所ではないと思ひます。従つて今後の委員会の審議並に当局に對する折衝の熱意に、携つて居ると思ひます。従つて日本に於て施行し得るやの問題に就いては私は施行し得ると考へて居ります。

処で、日本に於て施行した方が良いかどうかと云う問題に就いては賭け事をすると兎角色々の欠点が列挙され、結論として賛否両論となるのですが、私は競馬もや、競輪の様なものを許すのなら「賭け事の対象に人間を使用しない競犬が一番優秀で明瞭だ」と考へますので、競犬は施行した方が良いと考へて居ります。

賭け事を許可するのなら、全部やめた方が良く考へて居ります。優秀な競技を許さないで兎角世評の香しからぬものを、認めることになると思ひます。賭博性を世に宣伝拡大することになつて、社会を毒するの甚だしきものと云はざるを得ないと思ひます。

賭け事の対象に人間を使用することには私は絶対反対であります。最近の国内の輿論としても、人間を賭け事の対象にする事の反対の空気が相當に強くなつて来たやうに見受けられます。

世界中で人間のする事に賭けてそれだけのチケットを発売して居るのは私の調査ではスペインのハイアライ競技と日本の競輪位のものではないかと考へられます。一例を引いて申上げて見ますと去る三月廿八日附毎日新聞目に駐米毎日記者太田敏夫氏の通信として、アメリカの競輪の記事が載つて居りましたが其の内容として「八百長どころか命がけだ」日本の競輪で八百長事件のため暴動がおきたとの事だが見ましたのですが、是れを充分解釈して見ますと、アメリカでは車券を発売して居らないから日本でもやはり発売して居らないと考へて、その角度から見ますと日本の八百長が非常に珍らしいのではなかつたかと思はれるのであります。では何故車券を発売しないかと云う点を考えて見ますと人間のする事だからと云う結論になります。従つて右記事の意味から見ますと一種の興業の様なもので、スポーツとは稱して居りませんが、内容は入場券を発売して見

せる一種のショウと解釈して宜しいのではないでせうか。鶴業が選手の妙味に接すると花と稱してその選手に、百弗貳百弗と寄与するとの事で丁度日本の国技館で行はれる角力のやうな施行方法と解釈されるのであります。

もう一つ人間を賭けの対象とすることを拒否した例をあげますと昭和五年上海で競輪とオートバイ競走を施行した際に、車券を発売することを工部局は許可しなかつたのであります。従つて入場券を発売してショウの形式で行はれたのですが採算がとれず翌年閉鎖されたのであります。只今二つの例を申上げたのですが大体各國の輿論としては、人間を対象とする事は不正が行はれ易い、だからやめた方がよい。やるのなら優秀な動物を使用せよと云う事になつて居る様です。

歴史から考へても競犬は一八七六年（一説には一八三八年説）に其の源を發し極めて古くから行はれて居るので充分意義があるのではないでせうか？丁度良い機会なので三、四日前NHKで放送された国内知名士の犬に就いてのお話がありました。競技の面では犬は馬より智能的に優秀である。従つて競走させた場合にはホースレースよりもドッグレースの方が競走意識の点から見ても、明るい優秀なレースが行はれるのではないかと云ふ意味のやうに拜聴したのでありますが此の点に就いては全く同感であります。従つて賭け事を許可するのならば、人間を対象とする事はやめて飽くまでも動物の中で智能的に優秀な犬だとか馬等を使用して施行される事を是とするものでもあります。

日本には余り、ドッグレースが紹介



三〇	「延滞金」は「延滞金」の誤	四一〇	「徴収吏員」は「徴税吏員」の誤	六一三	「家屋物件」は「家屋、物件」の誤
三一	「場合において、は」場合「において」は「の」の誤	四一六	「税金の又は納入金は」は「税金若しくは納入金」の誤	六一四	「特別納税義務者」は「特別徴収義務者」の誤
三二	「罰金を」は「罰金刑を」の誤	四一九	「同條第四項」は「同條第六項」の誤	六一五	「第九十八條」は「第六百九十八條」の誤
三三	「職務は」は「職務は」の誤	四二〇	「人口五十万以上の市は」は「人口五十万以上の市」の誤	六一六	「税金又は」は「税金若しくは」の誤
三四	「狩猟者税全部」は「狩猟者税の全部」の誤	四二一	「人口五十万以上の市」は「人口五十万以上の市」の誤	六一七	「訴偽」は「詐偽」の誤
三五	「機軸」は「職権」の誤	四二二	「前二号の市以外の市及び町村」は「前二号の市以外の市及び町村」の誤	六一八	「期限」は「期間」の誤
三六	「條例で、は」條例で「の」の誤	四二三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六一九	「左の各号その」は「左の各号の」の誤
三七	「期限」は「期間」の誤	四二四	「納付すべき扶養親族又は不具者」は「納付すべき均等割額」の誤	六二〇	「理由をしては」理由として「の」の誤
三八	「三十日以内」は「三十日以内」の誤	四二五	「納付すべき扶養親族又は不具者」は「納付すべき均等割額」の誤	六二一	「又は納入する目的税」は「又は申告納入する目的税」の誤
三九	「第一項」は「第二項」の誤	四二六	「第三百十二條第二号」の項の読み替へられる規定の欄中	六二二	「第三項」は「前三項」の誤
四〇	「対して、は」対し「の」の誤	四二七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二三	「税金又は納入金」は「税金若しくは納入金」の誤
四一	「経済政策」は「経済施策」の誤	四二八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二四	「市町村民税」は「市町村税」の誤
四二	「昭和二十三年法律第四十九号」は「昭和二十二年法律第四十九号」の誤	四二九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二五	「又は」は「又は」の誤
四三	「道府県法定外普通税」は「道府県法定外普通税」の誤	四三〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四四	「公の扶助」は「公私の扶助」の誤	四三一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四五	「但し」は「但し」の誤	四三二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四六	「徴収」は「端数」の誤	四三三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四七	「乗じた」は「乗じて」の誤	四三四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四八	「更正又は法定」は「更正又は決定」の誤	四三五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
四九	「前項に納入」は「前項の納入」の誤	四三六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五〇	「更正」は「更正」の誤	四三七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五一	「決定、過少申告加算金額」は「決定若しくは過少申告加算金額」の誤	四三八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三四	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五二	「完納されない場合は」は「完納しない場合は」の誤	四三九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三五	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五三	「受けた後、は」受けた後「の」の誤	四四〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五四	「徴収吏員」は「徴税吏員」の誤	四四一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五五	「税金の又は納入金は」は「税金若しくは納入金」の誤	四四二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五六	「同條第四項」は「同條第六項」の誤	四四三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五七	「人口五十万以上の市は」は「人口五十万以上の市」の誤	四四四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五八	「人口五十万以上の市」は「人口五十万以上の市」の誤	四四五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
五九	「前二号の市以外の市及び町村」は「前二号の市以外の市及び町村」の誤	四四六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四四七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四四八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四四	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四四九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四五	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
六九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五四	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	四五九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五五	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	五〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
七九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六四	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六五	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六六九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
八九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七四	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七五	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七六	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八一	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七七	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八二	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七八	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八三	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	六七九	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八四	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七八〇	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九八	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八五	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七八一	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
九九	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八六	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七八二	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤
一〇〇	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	八七	「均等割額」は「扶養親族又は不具者」の誤	七八三	「地方財政委員会規則」は「地方財政委員会規則」の誤

昭和二十五年五月十七日印刷

昭和二十五年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所